

官報

号外

昭和三十三年三月十一日

○第二十八回衆議院會議録 第十四号

昭和三十三年三月十一日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十三年三月十一日

午後一時開議

第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国立競技場法案(内閣提出)

第五 警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

宛春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号

宛春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 農業協同組合法の一部を改正する法律案

日程第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国立競技場法案(内閣提出)

日程第五 警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

昭和三十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案中修正の件(内閣提出)

出)

午後二時三十分開議

○副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。

宛春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○副議長(杉山元治郎君) お諮りいたします。内閣から、宛春対策審議会委員に本院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山マサ君、同山下春江君、同吉田賢一君、参議院議員大川光三君、同佐野廣君、同藤原道子君及び同宮城タマヨ君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、承諾するに決しました。

日程第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林水産委員長中村寅太郎君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十四日 内閣総理大臣 岸 信介

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條の二の次に次の三條を加える。

○副議長(杉山元治郎君) 次に、内閣から、公衆電気通信法の一部を改正する法律案、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案、右両案に対しそれぞれ修正したいとの申し出があります。両案に対する修正をそれぞれ承諾するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、承諾するに決しました。

日程第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林水産委員長中村寅太郎君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十四日 内閣総理大臣 岸 信介

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條の二の次に次の三條を加える。

第十條の三 第十條第一項第八号の事業を行う組合は、省令の定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

第十條の四 第十條第一項第八号の事業を行う農業協同組合は、同号の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第十條の五 第十條第一項第八号の事業を行う農業協同組合の財産で前条の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するもの及び同号の事業を行う農業協同組合連合会の財産は、省令で定める方法による外、これを運用してはならない。

第五十二條の三中「前三條」を「第十條の三乃至第十條の五及び前三條」に改める。

第七十三條の十一の次に次の一條を加える。

第七十三條の十一の二 前条第一項の承認を受けた中央会は、毎事業年度、監査の対象としようとする組合及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事の意見を聞いて、監査実施計画を定めなければならない。

前項の監査実施計画において、監査の対象となる組合、監査の実施時期、監査に当る農業協同組合監査士その他の職員員数その他監査の実施の細目を定めるものとする。

中央会は、第一項の監査実施計画に重要な変更を行うには、同項の規定の例によらなければならない。

中央会は、第一項の監査実施計画を定めたときは、すみやかに、これを、当該監査実施計画において監査の対象となる組合として定められた組合に通知しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

前項の規定による通知を受けた組合は、当該監査実施計画に基づく中央会の監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たっては、これに協力しなければならない。

中央会は、組合から監査を受けたい旨の申出があつたときは、前五項の規定にかかわらず、中央会の定めるところにより、当該申出に係る組合の監査を行うことができる。

第一百一条第二号中「第十条の二第一項の下に」又は第十条の三乃至第十条の五を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の四及び第十条の五の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

理由

農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため責任準備金の積立等を法定するとともに、農業協同組合中央会の監査事業の円滑な運営に資するため監査の実施手続等について改善を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

報告書は會議録追録に掲載

〔中村寅太郎君登壇〕

○中村寅太郎 たいだいま議題となりました、内閣提出、参議院送付にかかる農業協同組合法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における

審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、農業協同組合法に対し二点の改正を行わんとするものであります。まず、第一点は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行方共済事業につき、共済契約者あるいは被共済者たる組合員の利益の保護をはかり、共済事業の健全なる運営を確保いたしますために、現在行政庁の承認を受けた共済規定の定めるところにより積み立てられている責任準備金の積み立て義務を法定するとともに、財産の運用方法についても所要の規制を加える等の措置を講ずることとしたておることであり、第二点は、農業協同組合中央会の行方監査事業についての規定の整備であります。すなわち、監査の実施手続を明確にするとともに、監査事業に対する農業協同組合及び農業協同組合連合会の協力関係を明確化することにしたております。

本案は、二月二十八日参議院より送付され、三月六日審議を行い、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、共済積立金が農業生産性の向上に直接役立つよう有効適切な運用方針を策定すること、法人税法の適用に当り、建物共済等のために積み立てられる特別危険準備金についても、これを損金に算入すること、農協中央会が行う自治監査及び行政庁の行方検査の内容を充実すること、及び、農協の業務執行体制の刷新、共済事業の充実をはかるため、すみやかに農業協同組合法の抜本的検討に着手すべきである等、数項目の附帯決議を付しましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第二、政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長報告を求めます。外務委員長床次徳二君。

政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月六日

内閣総理大臣 岸 信介

政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件

政府間海事協議機關条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府間海事協議機關条約は、海事に関する政府間の国際協力の推進を目的として設立される政府間海事協議機關の任務、事業等を定めるものであつて、わが国は、この機關に参加することにより、この分野における国際協力に積極的の寄与することができるとみなす、わが国自身の海運の発展に資することができると認められるので、この条約を受諾することとした。これが、この案件を提出する理由である。

政府間海事協議機關条約

この条約の当事国は、ここに政府間海事協議機關(以下「機關」という)を設立する。

第一部 機關の目的

第一条

機關の目的は、次のとおりとする。

(一) 国際貿易に従事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において、政府間の協力のための機構となり、並びに海上の安全及び

航行の能率に関する事項について
の実行可能な最高基準が一般に採
用されることを奨励すること。

(b) 海運業務が世界の通商に差別な
しに利用されることを促進するた
め、政府による差別的な措置及び
不必要な制限で国際貿易に従事す
る海運に影響のあるものの除去を
奨励すること。政府が自国の海運
の発展及び安全保障のために行う
援助及び奨励は、その援助及び奨
励が、すべての国籍の船舶が国際
貿易に自由に参加することを制限
するような措置に基いていない限
り、差別的待遇とはならない。

(c) 海運企業による不正な制限的
慣行に関する事項を第二部の規定
に従って審議すること。

(d) 国際連合のいずれかの機関又は
専門機関によつて付託される海運
に関する事項を審議すること。

(e) 機関が審議している事項に関す
る情報の政府間の交換を可能にす
ること。

第二部 任務

第二條
機関の任務は、協議的かつ勧告的
なものとする。

第三條

第一部に定める目的を達成するた
め、機関の任務は、次のとおりとす
る。

(a) 第四條の規定に従うことを条件
として、第一條(a)、(b)及び(c)に掲
げる事項で加盟国、国際連合のい
ずれかの機関若しくは専門機関若
しくは他の政府間機関により機関
に付託されたもの又は第一條(a)の
規定に基いて機関に付託された事
項について審議し、かつ、勧告す
ること。

(b) 条約、協定その他の適当な文書
の案文を起草し、それらを政府及
び政府間機関に勧告し、並びに必
要な会議を招集すること。

(c) 加盟国間の協議及び情報の政府
間の交換のための機構となるこ
と。

第四條

機関は、国際海運業務の通常の手
続による解決が可能であると認める
事項については、そのような手続に
よる解決を勧告する。機関は、海運
企業による不正な制限的慣行に関
するいずれかの事項について、国際
海運業務の通常の手続による解決が
不可能であると認める場合又はそれ
が実際に不可能であると判明した場
合において、その事項が最初は関係
加盟国間の直接交渉の対象となつて
いたことを条件として、いずれかの
関係加盟国から要請を受けたとき
は、その事項を審議するものとす
る。

第三部 加盟国の地位

第五條

この部の規定に従うことを条件と
して、すべての国は、機関の加盟国
となることができる。

第六條

国際連合加盟国は、第五十七條の
規定に従つてこの条約の当事国とな
ることにより、機関の加盟国となる
ことができる。

第七條

国際連合加盟国でない国で、千九
百四十八年二月十九日にジュネー
ヴで招集された国際連合海事会議に代
表者を派遣するように勧誘されたも
のは、第五十七條の規定に従つてこ
の条約の当事国となることにより、
機関の加盟国となることができる。

第八條

第六條又は第七條の規定に基いて
加盟国となる資格を有しない国は、
加盟国となることを機関の事務局長
を通じて申請することができるもの
とし、かつ、第五十七條の規定に従
つてこの条約の当事国となつた時
に、加盟国として認められる。ただ
し、その申請が、理事会の勧告に基
き、加盟国(準加盟国を除く。)の三
分の二により承認されていることを
条件とする。

第九條

いずれかの領域又は領域の集合
で、その国際関係について責任を有

する加盟国又は国際連合により、第
五十八條の規定に基きこの条約が適
用されることとなつたものは、その
加盟国又は国際連合が国際連合事務
総長に於てた書面による通告によ
り、機関の準加盟国となることので
きる。

第十條

準加盟国は、総会における投票権
を有せず、かつ、理事会又は海上安
全委員会の構成員となる資格を有し
ないことを除くほか、この条約に基
き加盟国の権利及び義務を有するも
のとする。この規定に従うことを条
件として、この条約において「加盟
国」とは、文脈により他の解釈を必
要としない限り、準加盟国を含むも
のとする。

第十一條

いかなる国又は領域も、国際連合
総会の決議に反して、機関の加盟国
となり、又は加盟国としてとどまる
ことはできない。

第十二條

機関は、総会、理事会、海上安全
委員会、機関が随時必要と認める補
助機関及び事務局で構成する。

第十三條

総会は、すべての加盟国で構成す
る。

第十四條

総会の通常会期は、二年ごとに一
回開催される。臨時会期は、加盟国
の三分の一が会期の開催を希望する
旨を事務局局長に通告したときは、六
十日の予告をもつて開催され、理事
会が必要と認めたときはいつでも、
六十日の予告をもつて開催される。

第十五條

総会の会合の定足数は、加盟国
(準加盟国を除く。)の過半数とす
る。

第十六條

総会の任務は、次のとおりとす
る。

(a) 各通常会期において加盟国(準
加盟国を除く。)のうちから、次の
通常会期まで在任する議長一人及
び副議長二人を選出すること。

(b) この条約に別段の定がある場合
を除くほか、その手続規則を定め
ること。

(c) 臨時補助機関又は理事会の勧告
に基き常設補助機関で、必要と認
めるものを設けること。

(d) 第十七條の規定に従い、理事会
に代表者を出す加盟国を選出し、
及び、第二十八條の規定に従い、
海上安全委員会に代表者を出す加
盟国を選出すること。

(e) 理事会の報告を受領して審議
し、及び理事会が総会に付託した
事項について決定すること。

(f) 第九部の規定に従い、機関の予算を決定し、かつ、その会計上の措置を決定すること。

(g) 機関の支出を検査し、かつ、その決算報告を承認すること。

(h) 機関の任務を遂行すること。ただし、第三条(a)及び(b)の規定に関連する事項については、総会は、理事會がそれに関する勧告又は文書を立案するため、その事項を理事會に付託しなければならず、また、理事會により提出されて総会が承認しなかつた勧告又は文書については、総会は、理事會がさらに検討するため、総会の見解を附してその勧告及び文書を再び理事會に付託しなければならない。

(i) 海上の安全に関する規則又はその改正で、海上安全委員会が理事會を通じて総会に付託したもの、の採用を加盟国に勧告すること。

(j) 機関の権限内の事項を、理事會が審議し、又は決定するため、理事會に付託すること。ただし、(i)の規定に基づく勧告を行う任務は、委任してはならない。

第六部 理事會

第十七条 理事會は、十六の加盟国で次のとおり構成する。

(a) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害關係を有する国の政府とする。

(b) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害關係を有する国の政府とする。

(c) 二加盟国は、国際海運業務の提供に実質的な利害關係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

(d) 二加盟国は、国際海上貿易に実質的な利害關係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

この条に掲げる原則に従い、第一回理事會は、この条約の附屬書一に定めるとおり構成する。

第十八条 この条約の附屬書一に定める場合を除くほか、理事會は、前条(a)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害關係を有するものを決定し、及び、同条(c)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で同業務の提供に実質的な利害關係を有するものを決定する。それらの決定は、同条(a)及び(b)の規定に基づいて理事會に代表者を出している加盟国の過半数の賛成投票を含む理事會の過半数の投票により行われる。

理事會は、さらに、同条(b)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海上貿易に最大の利害關係を有するものを決定する。理事會は、総会の各通常会期前の適当な時期に、それらの決定を行わなければならない。

第十九条 第十七条の規定に従い、理事會に代表者を出す加盟国は、総会の次の通常会期の終りまで在任する。退任加盟国は、再選される資格を有する。

第二十条 理事會は、その議長を選出し、かつ、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、その手続規則を採択する。

(a) 理事會の定足数は、十二の構成員とする。

(b) 理事會は、その任務を実効的に遂行するため、議長が招集したとき、又は四以上の構成員の要請を受けたときは、一個月の予告により、臨時会合する。理事會は、適当と認める場所で会合する。

第二十一条 理事會は、いずれかの加盟国に特別關係のある事項について審議を行うときは、その審議に投票権なしで参加するようにその加盟国を勧誘する。

第二十二条 (a) 理事會は、海上安全委員会の勧告及び報告を受け、かつ、総会に對し、又は総会が開会中でないときは情報のため加盟国に對し、自己の見解及び勧告を附してそれらを送付する。

(b) 理事會は、第二十九条の規定の範囲内の事項については、それに関する海上安全委員会の見解を得た場合に限り、審議するものとする。

第二十三条 理事會は、総会の承認を得て事務局長を任命する。理事會は、また、必要な他の職員に任命して措置を執り、かつ、事務局長その他の職員に勤務条件を定める。その勤務条件は、国際連合及びその専門機関における勤務条件にできる限り合致したものでなければならない。

第二十四条 理事會は、総会の各通常会期において、前回の通常会期後における機関の事業に關し、総会に對し報告を行わなければならない。

第二十五条 理事會は、自己の見解及び勧告を附して、機関の予算見積及び会計報告を総会に提出する。

第二十六条 理事會は、第十二部に定めるところにより、機関と他の機関との關係を定める協定又は取極を締結することができ、その協定又は取極は、総会の承認を得なければならない。

第七部 海上安全委員会

第二十八条 (a) 海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害關係を有するものの中から総会が選出する十四の加盟国で構成する。そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国でなければならない。その他の国は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害關係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寢床及び無寢床の旅客の輸送について利害關係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。

(b) 構成員は、四年の任期で選出され、かつ、再選される資格を有する。

第二十九条 (a) 海上安全委員会は、機関の権限内の事項で、航海援助施設、船舶の構造及び設備、安全の見地からの配員、衝突予防規則、危険貨物の取扱、海上の安全に關する手続及び要件、水路情報、航海日誌及び航行上の書類、海難調査、並びに財産及び人命の救助に關するもの並びにその他の海上の安全に直接影響のある事項を審議する任務を有する。

理事會は、総会の会期と会期との間において、機関のすべての任務を遂行する。ただし、第十六条(i)の規定に基づく機関の勧告を行う任務を除く。

第二十七条 理事會は、総会の承認を得なければならない。

第二十六条 理事會は、第十二部に定めるところにより、機関と他の機関との關係を定める協定又は取極を締結することができ、その協定又は取極は、総会の承認を得なければならない。

第二十五条 理事會は、自己の見解及び勧告を附して、機関の予算見積及び会計報告を総会に提出する。

第七部 海上安全委員会

第二十八条 (a) 海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害關係を有するものの中から総会が選出する十四の加盟国で構成する。そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国でなければならない。その他の国は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害關係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寢床及び無寢床の旅客の輸送について利害關係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。

(b) 構成員は、四年の任期で選出され、かつ、再選される資格を有する。

第二十九条 (a) 海上安全委員会は、機関の権限内の事項で、航海援助施設、船舶の構造及び設備、安全の見地からの配員、衝突予防規則、危険貨物の取扱、海上の安全に關する手続及び要件、水路情報、航海日誌及び航行上の書類、海難調査、並びに財産及び人命の救助に關するもの並びにその他の海上の安全に直接影響のある事項を審議する任務を有する。

理事會は、総会の会期と会期との間において、機関のすべての任務を遂行する。ただし、第十六条(i)の規定に基づく機関の勧告を行う任務を除く。

第二十七条 理事會は、総会の承認を得なければならない。

第二十六条 理事會は、第十二部に定めるところにより、機関と他の機関との關係を定める協定又は取極を締結することができ、その協定又は取極は、総会の承認を得なければならない。

第二十五条 理事會は、自己の見解及び勧告を附して、機関の予算見積及び会計報告を総会に提出する。

(b) 海上安全委員会は、この条約若しくは總會により委任される任務又はこの条の規定の範囲内の任務で、他の政府間文書により委任されるものを遂行するための機構となる。

(c) 第十二部の規定を考慮し、海上安全委員会は、海上の安全の増進に関する機関の目的を推進し、かつ、海運、航空、電気通信及び気象の分野における安全及び救助に関する活動の調整を容易にするため、運輸及び通信に関する他の政府間機関と緊密な連携関係を維持する任務を有する。

第三十条

海上安全委員会は、理事会を通じて、次のことを行う。

(a) 總會の通常会期において、自己の見解又は勧告を附して、安全規則又は現行の安全規則の改正に関する加盟国の提案を總會に提出すること。

(b) 總會の前回の通常会期後における海上安全委員会の事業に関し、總會に対し報告すること。

第三十一条

海上安全委員会は、毎年一回会合するものとし、五構成員の要請を受けたときは、そのほか会合するものとする。同委員会は、その役員を毎年一回選出し、かつ、その手続規則

を採択する。同委員会の定足数は、構成員の過半数とする。

第三十二条

海上安全委員会は、いずれかの加盟国に特に関係のある事項について審議を行うときは、その審議に投票権なしで参加するようにその加盟国を勧誘する。

第八部 事務局

第三十三条

事務局は、事務局長、海上安全委員会の書記長及び機関が必要とする職員からなる。事務局長は、機関の行政職員の長とし、第二十三条の規定に従うことを条件として、前記の書記長及び職員を任命する。

第三十四条

事務局は、機関の任務が実効的に遂行されるために必要な記録を保管し、かつ、總會、理事会、海上安全委員会及び機関が設ける補助機関の事業に必要な書類、文書、議事日程、議事録及び情報を準備し、収集し、及び配布する。

第三十五条

事務局長は、年次会計報告及び各年別に表示される見積を附した二年単位の予算見積を準備し、かつ、理事会に提出しなければならない。

第三十六条

事務局長は、機関の活動について加盟国に常に通報しておかなければならない。各加盟国は、事務局長と

の連絡のための代表者を任命することができ。

第三十七条

事務局長及び職員は、その任務の遂行に当り、いかなる政府からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、その国際職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のものとばら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者に影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第三十八条

事務局長は、この条約、總會、理事会及び海上安全委員会により委任される他の職務を遂行する。

第九部 会計

第三十九条

各加盟国は、總會への自国の代表団並びに理事会、海上安全委員会、他の委員会及び補助機関に対する自国の代表者の俸給、旅費その他の経費を負担しなければならない。

第四十条

理事会は、事務局長が準備した会計報告及び予算見積を審議し、かつ、自己の見解及び勧告を附して總會に提出する。

第四十一条

(a) 總會は、機関と国際連合との協

定に従うことを条件として、予算見積を審査し、かつ、承認する。
(b) 總會は、理事会の提案に考慮を払つた上で定める割合によつて、経費を加盟国に割り当てる。

第四十二条

いずれの加盟国も、機関に対する財政上の義務を履行すべき日から一年以内にその義務を履行しないときは、總會、理事会又は海上安全委員会において投票権を有しないものとする。ただし、總會は、その裁量により、この規定の適用を除外することができ。

第十部 表決

第四十三条

總會、理事会及び海上安全委員会における表決には、次の規定を適用する。

(a) 各加盟国は、一個の投票権を有する。

(b) この条約又は總會、理事会若しくは海上安全委員会に任務を付与するいずれかの国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、これらの機関の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数によるものとし、三分の二の多数決を必要とする決定は、出席する加盟国の三分の二の多数決によらなければならない。

(c) この条約の適用上、「出席しかつ投票する加盟国」とは、「出席

し、かつ、賛成又は反対の投票を行う加盟国」をいう。投票を棄権する加盟国は、投票を行わないものとみなす。

第十一部 機関の本部

第四十四条

(a) 機関の本部は、ロンドンに置く。

(b) 總會は、必要と認めるときは、本部の所在地を三分の二の多数決により変更することができる。

(c) 總會は、理事会が必要と認めるときは、本部以外の場所で開催することができる。

第十二部 国際連合及び他の機関との関係

第四十五条

機関は、海運の分野における専門機関として、国際連合憲章第五十七条の規定に従つて国際連合と連携関係をもちあはれる。この連携関係は、国際連合憲章第六十三条の規定に基き、その協定は、第二十六条に定めるところに従つて締結される。

第四十六条

機関は、自己及び国際連合の他の専門機関に共通の関心のある事項について、当該専門機関と協力しなければならない。また、その専門機関と協調して、その事項について審議し、かつ、措置を執る。

第四十七条

機関は、その権限内の事項に関し、国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に関連のある他の政府間機関と協力することができる。

第四十八条

機関は、その権限内の事項に関し、民間国際機関と協議し、かつ、協力するため、適当な取極を行うことができる。

第四十九条

機関は、総会の三分の二の多数決による承認を得ることを条件として、他の政府間国際機関又は民間国際機関から、機関の権限内の任務、資産及び義務で、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間で締結された相互に受諾しうる取極によつて機関に付与されるものを、引き受けることができる。機関は、また、自己の権限内の行政上の任務で、国際文書の条項に基づいて政府に委任されているものを引き受けることができる。

第十三部 法律上の能力、特権及び免除

第五十条

機関に与えられ、又は機関に関連して与えられる法律上の能力、特権及び免除は、千九百四十七年十一月二十一日に国際連合総会により承認された専門機関の特権及び免除に関する条約に基づくものとし、かつ、同

条約により規律される。ただし、これらの法律上の能力、特権及び免除は、同条約第三十六款及び第三十八款の規定に従つて機関が承認した附属書の最終本文(又は改正本文)に掲げる修正に従うことを条件とする。

第五十一条

各加盟国は、機関に関して前条に掲げる条約に加入するまでの間、この条約の附属書IIの規定を適用することを約束する。

第十四部 改正

第五十二条

この条約の改正案の本文は、総会によるその審議の少くとも六箇月前までに、事務局長が加盟国に送付する。改正は、理事会に代表者を出している加盟国の過半数の賛成投票を含む総会の三分の二の多数決により、採択される。各改正は、機関の加盟国(準加盟国を除く)の三分の二が受諾した後十二箇月で、改正を受諾しない旨の宣言をその改正の効力発生前に行つた加盟国以外のすべての加盟国について効力を生ずる。総会は、改正の採択の時に、その改正が、前記の宣言を行い、かつ、その改正の効力発生の後十二箇月以内にその改正を受諾しない加盟国がその期間の満了の時にこの条約の当事国でなくなる性格のものであることを、三分の二の多数決により、決定することができる。

第五十三条

前条の規定に基づいて採択された改正は、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、直ちにその改正の本文をすべての加盟国に送付するものとする。

第五十四条

第五十二条の規定に基づく宣言又は受諾は、国際連合事務総長に対する寄託のため事務局長に於てた文書によつて行われる。事務局長は、前記の文書の受領及び改正が効力を生ずる日を加盟国に通告する。

第十五部 解釈

第五十五条

この条約の解釈又は適用に関する問題又は紛争は、解決のため総会に付託するか、又は紛争の当事者が合意する他の方法で解決する。この条の規定は、理事会又は海上安全委員会が任務を遂行するに当り生ずることのある問題又は紛争を解決することを妨げるものではない。

第五十六条

前条に定めるところに従つて解決することができない法律問題は、国際連合憲章第九十六条の規定に従つて勧告的意見を要請するため、機関が国際司法裁判所に付託する。

第十六部 雑則

第五十七条

署名及び受諾は、第三部の規定に従うことを条件として、この条約は、署名又は受諾のため開放されるものとし、また、い

ずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の当事国となることができる。

(a) 受諾につき留保を附さないで署名すること。

(b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。

(c) 受諾すること。

受諾は、国際連合事務総長に文書を寄託することによつて行ふ。

第五十八条 領域

(a) 加盟国は、自国のこの条約への参加が、国際関係について責任を有する領域の全部、同領域の集合又は同領域のいずれかについて行われる旨を、いつでも宣言することができる。

(b) この条約は、加盟国が国際関係について責任を有する領域のために(a)の規定に基づく宣言を行わない限り、同領域には適用しないものとする。

(c) (a)の規定に基づいて行われる宣言は、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、その写を国際連合海事会議に招請されたすべての国及び加盟国となつた他の国に送付するものとする。

(d) 信託統治協定に基づいて国際連合が施政権者である場合には、国際連合は、信託統治地域のため、第五十七条に掲げる手続に従つてこの条約を受諾することができる。

第五十九条 脱退

(a) いずれの加盟国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、機関から脱退することができる。同事務総長は、直ちにその通告について機関の他の加盟国及び事務局長に通報する。脱退通告は、この条約が効力を生じた日から十二箇月の期間が経過した後、いつでも行うことができる。脱退は、国際連合事務総長が書面による脱退通告を受了した日から十二箇月の期間が経過した時に、効力を生ずる。

(b) 前条の規定に基づく領域又は領域の集合については、その国際関係について責任を有する加盟国が、国際連合が施政権者である信託統治地域については、国際連合が、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の適用を終了させることができる。同事務総長は、直ちにその通告についてすべての加盟国及び機関の事務局長に通報する。その通告は、同事務総長がそれを受諾した日から十二箇月の期間が経過した時に、効力を生ずる。

第十七部 効力の発生

第六十条

この条約は、二十一国(総トン数百万トン以上の船舶を保有する国七国を含む)を条件とする(が第五

十七条の規定に従つてこの条約の当事国となつた日に効力を生ずる。

第六十一条

国際連合事務総長は、国際連合海軍會議に招請されたすべての国及び加盟國となつた他の国に対し、それぞれこの条約の当事國となる日及びこの条約が効力を生ずる日を通報する。

第六十二条

この条約は、英語、フランス語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託するものとする。同事務総長は、その認証原本を、国際連合海軍會議に招請された国及び加盟國となつた他の国に送付するものとする。

第六十三条

国際連合は、この条約が効力を生じた時は直ちに、この条約を登録する権限を有する。

以上の証據として、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百四十八年三月六日にジュネーヴで作成した。

アフガニスタン

アルバニア

アルゼンティン

受諾を条件として

B・P・ラムビ

C・A・バルド

A・マルバグニ

B・マヤンツ

グレエルモ・モンテネグロ

フアン・エウヘニオ・ペ

ファベット

オーストラリア

オーストラリア政府の受諾を

条件として

ジョン・A・ピースレー

オーストリア

ベルギー

受諾を条件として

M・H・ドウ・ヴォ

受諾を条件として

M・J・ドウノエル

ボリヴィア

ブラジル

ブルガリア

白ロシア・ソヴィエト社会主義共

和国

カナダ

チリ

受諾を条件として

C・ヴァレンスエラ

中国

コロンビア

受諾を条件として

エルネスト・ガヴィリヤ

G・ヒラルソ・ハラミリ

ヨ

コスタ・リカ

キューバ

チェコスロヴァキア

デンマーク

ドミニカ共和国

エクアドル

エジプト

受諾を条件として

M・ハムディ

M・A・アルトバ

A・アブデル・ハディ

エル・サルヴァドル

エティオピア

フィンランド

受諾を条件として

S・スンドマン

フランス

受諾を条件として

G・アンデューズ・フア

ギリシヤ

受諾を条件として

海軍大佐 A・ウエムベ

ロブロス

A・A・パチャス

グアテマラ

ハイティ

ホンデュラス

ハンガリー

アイスランド

インド

受諾を条件として

A・ラマスワミ・ムダリ

イラン

アル

イラク

アイスランド

受諾を条件として

セクラ・ピア

イタリア

受諾を条件として

ジュリオ・インジアンニ

レバノン

レバノン政府の受諾を条件として

J・ミラウイ

リベリア

ルクセンブルグ

メキシコ

オランダ

政府の受諾を条件として

オエファール

ニュージーランド

ニカラグア

ノールウェー

パキスタン

パナマ

パラグアイ

ペルー

フィリピン

ポーランド

政府の受諾を条件として

S・ダルスキー

ポルトガル 受諾を条件として セザール・デ・ソーザ・メンデス エドワード・ペレイラ・ヴィアナ ルーマニア サウディ・アラビア シャム スウェーデン スイス 受諾を条件として ジャン・メルミノ・マックス・キュステール シリア トランスジオルダン トルコ 受諾を条件として H・ムレルギン ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国 南アフリカ連邦 ソヴィエト社会主義共和国連邦	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 受諾を条件として W・G・ウェストン アメリカ合衆国 受諾を条件として ギャリソン・ノートン ハンティントン・T・モース ウルグアイ ヴェネズエラ イエメン ユーゴスラヴィア 附属書I(第十七条参照) 第一回理事会の構成 第十七条に掲げる原則に従つて、第一回理事会は、次のとおり構成する。 (a) 第十七条(a)の規定に基づく六加盟国 ギリシャ オランダ ノールウェー スウェーデン 連合王国 アメリカ合衆国 (b) 第十七条(b)の規定に基づく六加盟国 アルゼンティン オーストラリア	ベルギー カナダ フランス インド (a) に掲げる六加盟国が提案した加盟国の表から、第十七条(c)の規定に基づいて、総会が選出する二加盟国 (b) 国際海上貿易に実質的な利害關係を有する加盟国のうちから、第十七条(d)の規定に基づいて、総会が選出する二加盟国 附属書II(第五十一条参照) 法律上の能力、特権及び免除 加盟国は、機關に關して専門機關の特権及び免除に關する条約に加入するまでの間、法律上の能力、特権及び免除に關し、次の規定を機關に又は機關に關連して適用する。 第一款 機關は、各加盟国の領域内において、その目的の達成及び任務の遂行のため必要な法律上の能力を享有する。 第二款(a) 機關は、各加盟国の領域内において、その目的の達成及び任務の遂行のため必要な特権及び免除を享有する。 (b) 加盟国の代表者(代表代理及び顧問を含む)、機關の職員及び機關の使用人は、また、機關に關連する自己の任務を獨立して遂行	第三款 加盟国は、第一款及び第二款の規定を適用するに當り、専門機關の特権及び免除に關する条約の基準条項をできる限り考慮に入れなければならない。 政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件 右は本院において承認することを議決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和三十三年二月十九日 參議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 益谷秀次殿 〔報告書は會議録追録に掲載〕 〔床次徳二君登壇〕 ○床次徳二君 ただいま議題となりました政府間海事協議機關条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。 戦後、國際連合のもとに、航空、電氣通信、労働等の各分野においては、それぞれの常設的な専門機關が設立されておりますが、國際的色彩のきわめて強い海運の分野においても、その設立の必要性が痛感せられ、一九四八年にジュネーヴにおいて國際連合海事会	議が開催され、本条約が作成されたのであります。 この条約の目的とするところは、海運に關する政府間の國際協力を推進するための常設的國際機關を設立するものであります。この機關は、海運に影響のある技術的事項を検討し、海上の安全を確保するための一そう有効な措置の採用を勧告し、その他政府間の情報交換を容易にすること等を主たる目的としてゐるのであります。 わが國は戦前から有数の海運國でありますので、この國際機關に参加することにより、海運の分野における國際協力に寄与するのみならず、わが國海運の利益の増進、ひいてはわが國通商貿易の發展に資することができると考えられます。 本条約は、二月六日予備審査のため本委員会に付託され、十九日參議院において承認の後衆議院に送付され、同日本委員会に付託されました。よつて、本件につき政府側の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は會議録により御了承願います。かくて、三月六日討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。 以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
---	--	--	---	--

五 第二十條第一項の検査を受けようとする者

六 第二十二條第一項の技能証明を申請する者

七 第二十二條第二項の航空機乗組員免許を申請する者

七の二 第二十九條の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

八 第三十四條第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者

九 第三十五條の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
十 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空免状又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

第百三十五條の表第二十号中「五百円」を「七百円」に改める。

第百四十八條の二に次の一項を加える。

2 飛行場の設置者が第五十四條の二第二項の規定に違反して、同項の規定による認可を受けないで、管理規程を定め、又はこれを変更したときについても前項の例による。

第百五十條第三号を次のように改める。

三 第五十三條第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の運輸省令で定める飛行場の設備又は航空保安施設を損傷

八千七百円。但し、本邦外において検査を行う場合は、八千七百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

七千円。但し、実地試験に航空機を使用する場合であつて、運輸省の航空機で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

五百六十円。但し、実地試験に航空機を使用する場合であつて、運輸省の航空機で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

三百円

四百四十円

し、その他これらの機能をせこなりおそれのある行為をした者
第百五十條第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第五十三條第二項の規定に違反して、飛行場内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の運輸省令で定める行為をした者

三の三 第五十三條第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つた者

第百五十條中第五号の次に次の一号を加え、第十一号を削る。

五の二 第七十二條の規定による認定を受けないで、機長として

定期航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

第百五十三條中第一号から第四号までを第二号から第五号までとし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第七十三條の二の規定に違反して、航空機を出発させたとき。

第百六十條第一号中「第百七條」を「第五十四條の二第一項又は第百七條」に改める。

第百六十一條に次の一号を加える。

三 第百三十四條の二の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に効力を有する耐空証明は、改正後の第十條第三項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例により、その効力を有する。

3 この法律の施行の際現に存する公共の用に供する飛行場について、改正後の第五十四條の二第一項の規定にかかわらず、飛行場の設置者は、この法律の施行の日から三月以内は、管理規程を定めることを要しない。

4 この法律の施行の日から六月以内は、改正後の第七十二條第一項の規定にかかわらず、同項の認定を受けない者でも、機長として定期航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むことができる。

5 前項の規定により、改正後の第七十二條第一項の認定を受けないで機長として定期航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む者の路線資格については、なお改正前の同項の例による。

理 由

航空の安全を確保するため、耐空証明、飛行場の管理、機長の路線資格等に関する規定を整備するとともに、航空機の検査等に関する手数料の額を適正化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔赤澤正道君登壇〕

たたいま議題となりまして、航空法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。現行法は昭和二十七年に制定され、自後数回にわたり一部の改正が行われ、今日に至ったのであります。この間航空の発達が目ざましく、また、今後もさらに飛躍的な発達を遂げるものと予想されるのであります。この航空界の発展に即応し、かつ、最近における航空機の運航の実際にかんがみまして、現行法に所要の改正を加えようとするものであります。次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、運輸大臣が耐空証明を行う場合の指定事項を追加して、航空機の安全性の強化をはかることとあります。第二点は、飛行場及び航空保安施設の管理基準を技術上の基準から保安上の基準に改め、さらに、公共用飛行場につきま

く、また、今後もさらに飛躍的な発達を遂げるものと予想されるのであります。この航空界の発展に即応し、かつ、最近における航空機の運航の実際にかんがみまして、現行法に所要の改正を加えようとするものであります。次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、運輸大臣が耐空証明を行う場合の指定事項を追加して、航空機の安全性の強化をはかることとあります。第二点は、飛行場及び航空保安施設の管理基準を技術上の基準から保安上の基準に改め、さらに、公共用飛行場につきましては、その設置者が管理規程を定めて運輸大臣の認可を受けることにいたしますとともに、飛行場内における危険行為及び特定区域への立ち入り等を禁止いたしまして、航空の安全の強化並びに飛行場の運営の円滑化をはかるうとするものであります。第三点は、定期航空運送事業用の航空機の機長の路線資格について新たに運輸大臣の認定及び定期的審査の制度を設けるとともに、機長は出発前に航空機の運航に必要な事項を確認しなければならぬことといたしまして、安全性の向上と機長の責任の明確化を期せんとするものであります。第四点は、飛行場及びその周辺の上空における航行の方法を規制するとともに、運輸大臣は航空機の運航のため必要な情報を航空機乗組員に提供し、また、航空機の飛行に影響を及

はすおそれのある行為を行ふ者は、運輸大臣に事前にその旨を通報しなければならぬこととしたとして、航行の安全を確保しようとするのであります。第五点は、航空機の検査技能証明の試験手数料の額の適正化、定義規定並びに罰則の整理を行おうとするものであります。

本法案は、去る二月十三日本委員会に付託され、同月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、三月四日、六日及び七日、慎重に質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、討論を省略し、同月七日採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 国立競技場法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第四、国立競技場法案を議題といたします。委員長報告を求めます。文教委員長山下榮二君。

国立競技場法案
右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

国立競技場法案
目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十五条)

第三章 評議員会(第十六条―第十七条)

第四章 業務(第十八条―第十九条)

第五章 財務及び会計(第二十条―第二十九条)

第六章 監督(第三十条―第三十一条)

第七章 雑則(第三十二条―第三十三条)

第八章 罰則(第三十四条―第三十七条)

附則

第一章 総則

第一条 国立競技場は、その設置する体育施設を適切かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立競技場(以下「競技場」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 競技場の事務所は、東京都に置く。

(資本金)

第四条 競技場の資本金は、競技場の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価額の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、競技場に追加して出資することが出来る。この場合において、競技場は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 政府は、前項の規定により競技場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(定款)

第五条 競技場は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 競技場は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することが出来ない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、競技場に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 競技場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第九条 会長は、競技場を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、競技場を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して競技場の業務を掌理し、

会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、競技場の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることが出来る。

(役員の欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長又は政党の役員

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があると。 (役員兼職禁止等) 第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。 2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の營業に關し、競技場と取引してはならない。 (代表権の制限) 第十四条 競技場と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競技場を代表する。 (職員の任命) 第十五条 競技場の職員は、会長が任命する。 第三章 評議員会 第十六条 競技場に評議員会を置く。 2 評議員会は、二十人以内の評議員をもつて組織する。	3 評議員会は、会長の諮問に応じ、競技場の業務の運営に關する重要事項を審議する。 4 評議員会は、競技場の業務の運営につき、会長に対して意見を述べるができる。 (評議員) 第十七条 評議員は、競技場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。 2 第十條第二項及び第三項並びに第十二條第二項の規定は、評議員について準用する。 第四章 業務 (業務) 第十八条 競技場は、第一條の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 一 その設置する体育施設及び附屬施設を運営すること。 二 体育に關する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。 三 その他その設置する体育施設及び附屬施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行うこと。 2 競技場は、前項各号に掲げる業務を行うほか、第一條の目的の達成に支障のない限り、その設置する体育施設及び附屬施設を一般の利用に供することができる。	(業務方法書) 第十九条 競技場は、業務方法書を作成し、これに文部省令で定める事項を記載しなければならない。 2 競技場は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。 第五章 財務及び會計 (事業年度) 第二十条 競技場の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。 (予算等の認可) 第二十一条 競技場は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 (決算) 第二十二条 競技場は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。 (財務諸表) 第二十三条 競技場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	2 競技場は、前項の規定による文部大臣の承認を受けた財産目録、貸借対照表及び損益計算書を事務所に備えて置かなければならない。 (利益及び損失の処理) 第二十四条 競技場は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。 2 競技場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 (一時借入金) 第二十五条 競技場は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。 2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。 (余裕金の運用) 第二十六条 競技場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債の取得 二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金	(財産の処分等の制限) 第二十七条 競技場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。 (給与及び退職手当の支給の基準) 第二十八条 競技場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。 (文部省令への委任) 第二十九条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、競技場の財務及び會計に關し必要な事項は、文部省令で定める。 第六章 監督 (監督) 第三十条 競技場は、文部大臣が監督する。 2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競技場に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び検査) 第三十一条 文部大臣は、必要があると認めるときは、競技場に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に競技場の事務所若しくはその他の施設に立入り、業務の状況若しくは帳簿、
--	---	---	--	--

書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十二条 競技場の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十三条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第五条第二項及び附則第二条第四項の規定による認可を除く。)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき文部省令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

第八章 罰則

(収賄等)

第三十四条 競技場の役員又は職員が、その職務に關してわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなるときは、五年以下の懲役に処する。

2 競技場の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 競技場の役員又は職員がその職務に關し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十五条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第三十六条 第三十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

(過料)

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二号の規定は同年十月一日から、附則第二条第一項から第七項までの規定は公布の日から施行する。

(競技場の設立)

第二条 文部大臣は、第十条第一項の例により、会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、競技場の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

3 文部大臣は、設立委員を命じて、競技場の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 政府は、競技場の設立に際し、第四条第一項に規定する不動産その他の財産を出資するものとする。

6 設立委員は、第四項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

7 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつたときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 競技場は、設立の登記をするこ

(経過規定)

第三条 競技場は、競技場の成立後遅滞なく、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

2 競技場の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画及

び資金計画については、第二十一条中「事業年度開始前に」とあるのは、「競技場の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」を「国立競技場、日本中央競馬会」に、「日本中央競馬会法」を「国立競技場法、日本中央競馬会法」に改め、同条に次の一号を加える。

二十八 国立競技場が国立競技場法第十八条ノ業務ノ用ニ供スル建物又は土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ二 国立競技場ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改める。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号 警察法等の一部を改正する法律案

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を、「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十一 国立競技場が直接その業務の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十八 国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産

別表

一 土地

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

一 所在

雑種地 五町八段一步

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

二 所在

雑種地 九段九畝十歩

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

三 所在

雑種地 六段四畝二十四歩

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

四 所在

雑種地 三畝二十九歩

二 建物

東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

一 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

二 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

三 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

四 所在

鉄筋コンクリート造四階建競

技場 一棟

建坪

七千六百六坪九合二勺

二階

千六百四十九坪八合九勺

三階

二千三百十坪二合八勺

四階

四百四十六坪二合八勺

塔屋

六坪二合六勺

理由

国民の心身の健全な発達に寄与する

ため、国の出資により国立競技場

を設立し、その設置する体育施設の

適切かつ効率的な運営その他体育の

普及振興のため必要な業務を行わ

る必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

山下第二君登壇

○山下第二君 たいだいま議題となりま

した内閣の提出にかかる国立競技場法

案につきまして、その要旨及び文教委

員会における審議の経過並びにその結

果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、国の建設にかかる陸

上競技場及びその付属施設を適切かつ

効果的に運営するため、特殊法人とし

て国立競技場を設立することを定めておるのでございます。その資本金は、政府がたぐいまる旧明治神宮競技場跡に建設中の競技場の施設、設備等の価格の合計額に相当する額を政府の出資とし、政府がこれらのすべてを現物出資することによりいたしております。会長、理事長等の役員及び会長の諮問機関たる評議員会の評議員については文部大臣の任命とし、さらに役員は資格事項等について規定し、業務をいたしましては、前に申し上げた競技場の施設及び付属施設の運営、体育に関する内外資料の収集及び一般の利用に供すること等はもろろん、その他、講習会、研究会等体育の普及振興に必要な業務を行うことを規定し、さらに、その業務の公共性に基き、定款、資金計画等については文部大臣の認可または承認を受けることを要するものと定めるなど、所要の規定を設けております。

本案は、去る二月十八日当委員会に付託されて以来、各委員から諸般にわたって熱心な質疑が行われ、さら

に本案に関して参考人を招致して意見を聴取するなど、慎重に審議を重ねて参りましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月七日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、本案は起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、警察法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長矢尾喜三郎君。

警察法等の一部を改正する法律案

右 国會に提出する。

昭和三十三年二月六日

内閣総理大臣 岸 信介

警察法等の一部を改正する法律

第一条 警察法(昭和二十九年法律

第百六十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第二項中第十二号を第十

三号とし、第五号から第十一号ま

でを一号ずつ繰り下げ、第四号の

次に次の一号を加える。

五 全国的な幹線道路における

交通の規制に関すること。

第五号第二項に次の一号を加え

る。

十四 前各号に掲げる事務を遂

行するために必要な監察に関

すること。

第十九条を次のように改める。

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及

び左の五局を置く。

警務局

刑事局

保安局

警備局

通信局

第二十条(見出しを含む)中「部

長」を「局長」に、「各部」を「各

局」に、「部務」を「局務」に改め

る。

第二十一条第十号中「部」を「局」に改め、同条第十一号とし、

同条第九号の次に次の一号を加える。

十 警察装備に関すること。

第二十二号(見出しを含む。)中「警務部」を「警務局」に改め、同条第四号を削る。

第二十三号(見出しを含む。)中「刑事部」を「刑事局」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二十三号の次に次の一条を加える。

(保安局の所掌事務)

第二十三号の二 保安局においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防に關すること。
- 二 保安警察に關すること。
- 三 警備及び警らに關すること。
- 四 交通警察に關すること。

第二十四号(見出しを含む。)中「警備部」を「警備局」に改め、同条第一号中「警備及び」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第二十五号(見出しを含む。)中「通信部」を「通信局」に改める。

第三十号第一項中「第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」に改め、同条第二項ただし書を削る。

第三十一号第三項に次のただし書を加える。

但し、関東管区警察局及び近畿管区警察局には、さらに保安部を置き、四部とする。

第三十三号の見出しを「(東京都警察通信部及び北海道警察通信部)」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改め、第七号を「第八号」に、「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改める。

第三十四号第三項中「部長」を「局長」に、「通信部長」を「通信局長」に改める。

第四十六号第一項中「同条に規定する方面ごと」を「同条の規定により方面本部を置く方面ごと」に改める。

第五十一号第一項に次のただし書を加える。

但し、道警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

第五十一号第五項中「方面本部の数、名称、位置及び管轄区域」を「方面の数、名称及び区域並びに方面本部の位置」に改める。

第五十四号第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に、「府県警察学校」を「道府県警察学校」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「府県警察学校及び方面警察学校」を「及び府県警察学校」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「警察職員に対し、」の下に「新任者に対する教育訓練、」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十六号の見出し中「移動警察」を「移動警察等」に改め、同条中「協議により定められた」を「協議して定めたとともに、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条に規定する道路をいう。)の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合において、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

(道路交通取締法の改正)

第一条 道路交通取締法(昭和二十

二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十六号の四を第二十六号の五とし、第二十六号の三の次に次の一条を加える。

第二十六号の四 全国的な幹線道路における交通の規制の統一を図る必要があると認められる場合においては、国家公安委員会は、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律又はこの法律に基く政令の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、諸車の最高速度の制限その他政令で指定する事項に係るものの処理について指示することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、警察法第四十五号第一項並びに第五十一号第一項及び第五項の改正規定(以下「改正規定」といふ。)は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正規定の施行の際、道路交通取締法、風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二十二号)、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)、

質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)、銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第

号)又はこれらに基く政令若しくは総理府令(以下「関係法令」といふ。)の規定により、改正前の警察法第四十六号の規定により道警察本部の所在地を管轄する方面本部を管理する機関として置かれていた方面公安委員会(以下「旧公安委員会」といふ。)の行つた許可その他の処分で現にその効力を有するものは、当該方面本部の管轄区域に属していた地域について権限を有することとなつた公安委員会(以下「新公安委員会」といふ。)のした許可その他の処分とみなす。

この場合において、当該処分期間がつけられているときは、当該処分の期間は、関係法令の規定により旧公安委員会が当該処分をした日から起算するものとする。

3 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続とみなす。

4 改正規定の施行の際、関係法令(聴聞の経過規定)

(聴聞の経過規定)

(聴聞の経過規定)

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号 昭和三十一年度、昭和三十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

の規定により、旧公安委員会がしている聴聞でまだ完結しない事案に係るものについては、新公安委員会は、旧公安委員会から引継を受けなければならない。

理 由

警察事務の能率的な運営を図るため、警察庁に新たに保安局を置き、北海道警察本部の所在地を包括する方面には方面本部及び方面公安委員会を置かないこととし、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる特定の道路における事案については、警察官が相互に職権を行使することができるとするとともに、全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図るため、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対し、所要の指示をすることができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔矢尾喜三郎君登壇〕

○矢尾喜三郎君 たいさく議題となりました警察法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

この法律案は、警察法及び道路交通取締法について、それぞれその一部を改正しようとするものでありますが、その目的とするところは、現行警察法施行以来三年有半の警察運営の実情と、最近における道路交通の状況その他の情勢の著しい変化に対応せんとするにあり、これがため警察庁及び北海道における警察組織について若干の改編を加えてこれを整備することとに、全国的な幹線道路における交通の規制の整一をはかる等、交通警察上必要な措置を講ずることを主要な改正点としております。

すなわち、本案の内容は、まず警察法の改正については、第一に、警察庁の内部組織を改編し、新たに保安局を設けて防犯、少年、保安、交通及び警らに関する事務を所掌せしめることとし、あわせて従来の部課制を局課制に改め、また、警察庁の地方機関たる管区警察局についても、関東及び近畿管区警察局には、現行三部のほか保安部を新設することとし、第二に、北海道警察の組織については、現行の五つの方面本部のうち、道警察本部の所在地を管轄している方面本部を廃止し、この方面の区域を道警察本部の直轄とするにとともに、この方面には方面公安委員会を置かないこと

とし、また、すべての方面警察学校はこれを廃止して、北海道における警察官の教養はすべて道警察学校一本で行うように改め、第三に、移動警察に関する規定を整備するため、二以上の都道府県の区域にわたる特定の道路では、関係都道府県警察の協議して定めるところにより、その道路における事案について、相互に他の管轄区域にも警察官は職権を行使し得ることとし、第四には、道路交通取締法の一部改正に伴い、国家公安委員会の権限に属する事務として、全国的な幹線道路における交通の規制に関することを加えております。また、道路交通取締法の一部改正においては、一般国道その他全国的な幹線道路における交通の規制の整一をはかる必要がある場合は、国家公安委員会は、諸車の最高速度の制限等について都道府県公安委員会に対し指示ができることとしております。

本案は、二月六日本委員会に付託、翌七日正力国務大臣の提案理由の説明があり、自來、慎重審議いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

三月七日本案に対する質疑を終了、直ちに討論に入り、委員吉田重延君は自由民主党を代表して本案に賛成し、委員川村熾義君は日本社会党を代表し

て本案に反対し、それぞれ意見を述べられました。採決の結果、賛成多数をもって本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお、その際、委員吉田重延君より、自由民主党を代表して、本案に附帯決議を付すべき旨の動議が提出せられ、その趣旨の説明がありました。採決の結果、これまた賛成多数をもってこれを付すべしと決しました。附帯決議は次の通りであります。

都道府県警察に要する経費中、国庫支弁金及び補助金の区分について再検討を加え、都道府県警察の自主性を尊重するとともに他面警察官の福利厚生等については政府の責任をも明確にするよう必要な方策を考究すること。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十一年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、昭和三十一年度、昭和三十一年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

報告書

一、昭和三十一年度衆議院予備金支出の件

右件につき本院の承諾を求めるために報告する。

昭和三十三年三月十一日

議院運営
委員長 山村新治郎
衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度 衆議院予備金支出
昭和三十一年度

昭和三十一年度及び同三十二年度国会予備金から、昭和三十一年十二月二十日以降同三十二年十二月十九日までの間において支出した金額は、左のとおりである。

支出総額	五、八八〇、五〇〇円
内	
昭和三十一年度	二、八〇八、〇〇〇円
同三十二年度	三、〇七二、五〇〇円

内 訳

区 分	金 額	理 由 及 び 内 訳	議院運営委員 会承認年月日
昭和三十一年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備経費 5 帛 慰 金	二、八〇八、〇〇〇円	在職中死亡した議員の遺族に対し弔 慰金の支給を要するため 故議員小笠原八十美君分 歳費一箇年分相当額 五、六〇〇円 故議員重光葵君分 歳費一箇年分相当額 九、六〇〇円 故議員大塚唯男君分 歳費一箇年分相当額 九、六〇〇円 故議員一箇年分相当額 九、六〇〇円	昭和三十一年 一月二十一日 同年 一月二十九日 同年 二月二十一日
外に第二十六回国会にお いて支出承諾済額	三、七四四、〇〇〇円		

〔國田直君登壇〕

○國田直君 ただいま議題に供せられ
ました昭和三十一年度及び昭和三十二
年度衆議院予備金支出の件について御
説明申し上げます。

今回御承諾をお願いいたしますのは、
昭和三十一年十二月二十日から昭和
三十二年十二月十九日まで本院で

支出した予備金五百八十八万五百円で
ありまして、その年度所属は、昭和三十
一年度二百八十八万八千円、昭和三十

二年度三百七十七万二千五百円となつてお
ります。

なお、その使途は、在職中死亡され
ました議員の遺族に贈った弔慰金と、
院議をもつてその功勞を表彰された水
年在職議員の肖像面に要した経費であ
ります。

以上の経費はそのつど議院運営委員
会の承認を経て支出したのであります
から、御承諾下さいますより希望いた
します。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 本件は承諾
を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、承諾を与えるに
決しました。

放送法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(杉山元治郎君) この際、内
閣提出、放送法の一部を改正する法律

案の趣旨の説明を求めます、郵政大臣
田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 放送法の一
部を改正する法律案につきまして、そ
の趣旨を御説明申し上げます。

現行放送法が制定されましたのは昭
和二十五年五月であります。当時の
放送界は日本放送協会の独占の状態
でありまして、いわゆる民間放送なるも
のは一局も存在しなかったものでありま

す。ただ、漸次民間放送局の出現の機
運は予見できる情勢でありましたの
で、放送法は、かかる事態に備えて、
民間放送局に対する二、三カ条の条文
を設けるほかは、すべて日本放送協会
を規律する条文のみより成り立ってい
るのであります。いわばこの放送法
は日本放送協会法であると申ししまし
ても過言ではないのであります。加うる
に、当時としては、協会におきまして

合 計	予 算	差 引 予 算 残 額	予 算 残 額
六、五二〇、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円	四〇八、〇〇〇円	七、〇〇〇、〇〇〇円
昭和三十一年度国会所管 (組織) 衆議院 (項) 衆議院予備経費 5 帛 慰 金	二、八〇八、〇〇〇円	二、八〇八、〇〇〇円	二、八〇八、〇〇〇円
在職中死亡した議員の遺族に対し弔 慰金の支給を要するため 故議員仲川房次郎君分 歳費一箇年分相当額 九、六〇〇円 故議員越智茂君分 歳費一箇年分相当額 九、六〇〇円 故議員鈴木直人君分 歳費一箇年分相当額 九、六〇〇円	二、八〇八、〇〇〇円	二、八〇八、〇〇〇円	二、八〇八、〇〇〇円
永年在職議員に贈呈する肖像面に要 する経費支出のため 議員大森健君分 肖像額の額 二、五〇〇円 議員芦田均君分 肖像額の額 二、五〇〇円 議員砂田重政君分 肖像額の額 二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
昭和三十一年 五月三十日 同年 五月三十日 同年 十一月十三日	昭和三十一年 五月三十日 同年 五月三十日 同年 十一月十三日	昭和三十一年 五月三十日 同年 五月三十日 同年 十一月十三日	昭和三十一年 五月三十日 同年 五月三十日 同年 十一月十三日

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号 放送法の一部を改正する法律案についての田中内務大臣の趣旨説明

もラジオ部門のみで、まだテレビジョン放送は皆無でありました。

その後今日に至る八年間における放送関係の科学及び技術の発達並びに電波の利用の増大はきわめて著しいものがございす。なかんずく、新しい事業形態としての民間放送の出現、新しい放送形式としてのテレビジョン放送の出現及び放送局数及び受信者数の顕著な増大により、放送界の事情は一変してしまつたのであります。すなわち、放送法制定当時皆無でありました民間放送局は、今日では、ラジオ放送については四十社、九十局、テレビジョン放送については、予備免許中のものを含めて、四十三社、四十五局が出現しております。一方、日本放送協会の放送局も、ラジオ放送については当時約百局であつたものが今日では二百局に、テレビジョン放送については三十局近くに増加しております。受信契約者の数も、ラジオ放送については、当時約九百万であつたものが、今日では一千五百万になんなんとしている状況であり、テレビジョン放送については、昭和二十八年発足の当初二千未満であつたものが昨年末では七十五万に達し、今後三年間には四百万になると予想されるのであります。

かくのごとく、放送界の現状は、現行法制定当時には夢想だになし得なかつた状態に成育しているものであります。現行放送法をもつては、とうていこれを規律し得ないのであります。さらに、その放送内容につきましても、社会、経済、外交等国民の生活全般に及んで格段の進歩向上を見、国民のこれに対する関心も非常に増大を来とし、国民教育、国民教養、健全娯楽の各方面について、放送内容の向上、充実を要望する世論は異常に高まりつつあるのであります。特にこの傾向はテレビジョンの発達に伴ひまして強烈なものがあつて、しかも、今後さらに新しい放送としてFM放送やカラー・テレビジョンが登場し、UHF帯の電波が放送事業に利用されるようになるのも決して遠い将来ではないという情勢になつて参つております。

以上述べましたような事情からいたしまして、放送法についても全面的に考え直さなければならぬ時期が参つてゐるものと認められます。

翻つて、現行放送法は、冒頭に申し上げましたように、昭和二十五年に制定された後は、昭和二十七年に議員立法によりテレビジョンの受信料徴収のための改正が行われたほか、何ら改正が行われておらず、昭和二十八年、第十六回国会においても、政府は放送法の一部改正案を提案いたしました。その審議未了と相なつております。そのとき以来、現行放送法は、進歩発達する放送界の現情に即し得ない点があるとの理由で、国会初め各方面からその改正が問題とされるに至つたのであります。ここにおきまして、政府といたしまして、放送法の改正について、日本放送協会、民間放送連盟などの意見も徴し、臨時放送法審議会に諮問するなど、鋭意努力を傾注して参つたのであります。

私、このような進歩発達した放送界の現状及び国民の放送に求める要望を勘案いたしまして、昨年十月下旬、日本放送協会並びに民間放送三十六局に予備免許をいたします際、現行法の許容する最大限度において最善の努力をいたしたのであります。現行法の予想をはるかに越えた現実の放送界の状況に即応いたしますためには、あまりにも実情に即しない現行法をもつては、いかにも不十分であると痛感いたしました。早急に放送法を改正すべきことを決意し、放送法審議会の答申その他各方面の意見をも十分に検討いたしました結果、次のごとき方針により放送法の一部を改正することにいたしましたのでございす。

その第一は、放送が国民生活に及ぼす影響力がきわめて重大となつてきていることにかんがみ、放送番組の適正を確保するため必要な措置を講ずることとあります。この場合、放送の言論機関たる特性を十分に考慮し、どうも表現の自由を侵すものでないよう配意をいたしております。

放送は、申すまでもなく、新聞、雑誌と同じく有力なマス・メディアの一つでありまして、積極的には、日々の国民生活上必須の知識を提供し、国民の資質の向上に資し、国民に健全な娯楽を授け、もつて国民生活を豊かにし、国民文化の前進に貢献することのできる非常に有力な手段でありまして、条約上の制約を受け、技術的にも限りある貴重な電波の使用を許された特定人は、これを最もよく公共の福祉に適合するように使用する責務を有しているものと考えます。従つて、一般放送及び教育放送に關して積極的意旨における準則を設け、放送事業者の指標としてこれを明定することが、公共の福祉に適合するゆえんであらうと思われます。

他方、放送事業が、ほしいまに、あるいは不注意によつて国民の享受すべき放送の恩恵を奪ひ、あるいは国民に不測の害毒を流すことがないように、何らかの措置が必要であると考えます。この意味で、そのような害毒を防止するための規定が必要であると認め、従来規定されてゐます、放送は公安を害してはならないことと、公平、公正でなければならないという規定のほか、善良な風俗を害してはならない旨の規定を設けることにしております。

さて、これらの準則を、いかにして表現の自由を侵すことなく実効あらしめるようにするかが最もむづかしい問題でありまして、種々工夫いたしました結果、あとで申し上げます放送事業者の放送の準則及び番組審議機関を設けて、放送事業者の自律によつて番組の適正をはかる措置を講ずることいたしました。

方針の第二は、日本放送協会の責務の重大化、業務の増大に対処する必要な措置を講ずることとありまして、協会の公共的性格の明確化、業務範囲の拡張、経営機構の整備、財務能力の拡大について所要の規定を整備しようとするものであります。

先にも申しましたように、今日では、放送法制定当時存在しなかつた民間放送局の出現によりまして、放送界は異常なまでに活況を呈しておりますが、この間にあって、もっぱら公共の福祉を目的として設立された法人である協会の負うべき責務がますます重大となっております。協会それ自体の業務の範囲及び業務量が著しく増大している今日、右の措置はきわめて当然のこととさせていただきます。この場合、協会が全国を放送区域とする言論機関である点に、特に関心されたい。この点を政府の圧力というものが案ぜられることと規定を避けております。会長の任免の手續、収支予算等に関する制度、協会の財務の調査等については、各方面の有力な意見があつたにもかかわらず、現行に据え置いたのは、右のような配慮からでございます。

方針の第三は、民間放送の増加及び事業者の間の競争の激化による弊害の発生を防ぐために、事業運営の自主性、主体性を確保するための措置を講ずることとあります。この場合、その自由な事業活動を阻害しないため、必要最小限の規定にとどめることにいたしております。

以上の方針のつとり、改正案で規定しているおもなる事項は次の通りであります。

第一は、番組の適正をはかるための措置に関する規定であります。これは大体において協会と一般放送事業者に共通なものでございます。

国内放送の放送番組の編集及び放送に当つては、積極的に国民に必要なニュースを提供し、教育、教養に資し、健全な慰安娯楽を提供することに、国民の生活を豊かにし、その向上に資するようにするとともに、その内容が、現行法の規定する通り、公安を害さず、公正なものであるばかりでなく、新たに善良な風俗を害してはならないこととし、これらの事項を法に明定しようとするものであります。

特に教育番組については、これ自体が国民の資質の向上を目的とするものでありますので、明確にその準則を設けております。

これらの法で明定した放送番組の編集及び放送についての準則の実効を確保する方法といたしましては、方針にもはつきり出しております通り、放送が言論機関たる特性にかんがみ、行政権による規制を避けて、次のごとき自律的な方法を採用いたしております。

すなわち、放送事業者に自主的な放送番組審議機関の設置を義務づけ、放送事業者はこの番組審議機関に諮問して、その番組編集の基準を作成し、及び、これを公表する義務を負わせ、その事業者は、その番組基準に従つて放送番組の編集及び放送をしなければならぬものとして、その順守を公衆の批判にまかせようとするものであります。また、その番組審議機関には、放送された番組の批判機関たる任務をも持たせ、彼此相合して番組の適正をはからうとするものであります。

第二は、日本放送協会の責務の重大化並びに業務の範囲及び業務量の増大に對処するに必要な措置であります。右の措置の一として、協会の公共的性格を明確にし、その業務の範囲を拡張する措置に関する規定を設けました。

現行放送法は、民間放送については、きわめてわずかな条文しか規定しておりませんが、わが国の放送は、英國における公共放送一本建及び米国における民間放送一本建の長所を取り入れ、カナダや豪州と同じく、協会と民間放送の二本建をとっております。ただ、前にも述べましたように、現実に民間放送の発足前に制定されたものでありますために、協会が放送界全体において占める地位、特に一般放送事業との関係が必ずしも明らかでありませんので、今回の改正案におきましては、特にこの点を明らかにするため、次のように規定いたしました。すなわち、協会は、ラジオ及びテレビジョンを全国にまねく普及しなければならぬ旨及び国際放送を行うものである旨を明定しています。また、現行法では、その業務は協会の放送に限ることと厳格に限定されておりますが、改正案は、この点を拡張して、一般放送事業の進歩発達にも寄与することができるといふにいたしております。すなわち、協会の行うべき研究及び調査の実施に当つては、業務の遂行に支障がない限り、学識経験を有する者及び放送に関係を有する者の意見を尊重するとともに、研究の成果をできる限り一般の利用に供しなければならないこととし、また、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者等の用に供し、委託を受けて放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うことができるといたしました。

措置の二として、協会の責務の重大化並びに業務範囲及び業務量の増大に對処して、経営機構の改善をはかるため所要の規定の改正を行いました。すなわち、経営機構については、意思決定機関と業務執行機関の責任と権限を明確にする措置として、経営委員会の任務は、協会の経営方針その他業務運営に関する重要事項を決定することとし、会長を経営委員会の構成員であることをやめて、もっぱら業務を執行する機関としております。また、経営委員会の機能をより高めるために、有為な人材を広く選任することができるよう、全国を通じて選出される委員四名を加え、若干ではあるが、選出の条件を緩和し、かつ、委員は従来報酬を受けなかつたのを改め、勤務日数に応じ相当の報酬を受けることができるようにいたしました。また、業務の範囲及び業務量の増大に伴い、理事及び監事を増員することにしております。会長等の役員は、従来の方式については、先にも述べましたように、現行の通りといたしております。

措置の三として、財政能力の強化をはかるため、協会の業務の拡大による所要資金の増加に對処して、放送債券の発行限度額を引き上げるとともに、

一般放送事業者が放送に対する対価を受けることを禁止することにより、その収入を確保する道を講じました。

なお、収支予算等に関する制度及び受信料に関する制度については、これを改正すべきであるという意見もかなりございますが、今回は現行のままでしました。

したが、収支予算等について、年度頭初までに国会の承認が得られなかった場合の暫定措置を講じております。

第三は、一般放送事業者の自主性、主体性を確保するため必要な措置であります。

一般放送事業については、先に述べましたごとく、現行法ではきわめてわずかな規定があるのみでございます。

一般放送事業に関する規定で最も重要なことは、番組の適正をはかるための措置に関するものでございまして、これについては、すでに申し述べた通りでございます。

番組の適正をはかるための措置以外の規定としてこの法案で規定しておりますのは、学校向けの教育番組の放送を行う場合の広告の制限並びに放送事業者の自主性及び主体性を確保するための措置であります。

一般放送事業者の自主性及び主体性を確保する措置としては、名義貸し並びに番組協定について、特定の者から

のみ放送番組の供給を受けることとなる条項、及び、放送番組の供給を受ける者がその放送番組の放送の拒否または中止を禁止する条項を含むことを禁止する規定を設けました。

なお、そのほか、事業経営のあり方として、一般放送事業者は受信者から放送の受信の対価を受けてはならない旨規定いたしました。

以上のほか、郵政大臣は、放送法の施行に必要な限度において、日本放送協会及び一般放送事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができることとしたしました。

今回の改正は、以上述べたところでおわかりのごとく、今日の放送界の實情を直視するとともに、明日の放送の姿をも想定し、これらに対応するため、表現の自由を確保しつつ、かつ、放送番組の適正を期するための自主的規制を中心とした番組の編集及び放送に関する準則並びにこれを確保するための規定を設け、日本放送協会については、その公共的な性格を明らかにし、及び、その活動をより活発にするため所要の改正を行うとともに、一般放送事業については、その業務の運営に関する若干の規定を設けようとするものでありまして、きわめて現実に即

した必要不可欠の改正のみであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

放送法の一部を改正する法律案 (内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。順次これを許します。

竹内俊吉君。

〔竹内俊吉君登壇〕

○竹内俊吉君 私は、自由民主党を代表して、ただいま上程されました放送法の一部を改正する法律案について、若干の質問をいたさんとするものであります。

第一に、言論の自由と放送事業の関連について岸総理にお尋ねをいたします。言論の自由が民主主義のすべての基本でありますことは、申し上げるまでもありません。従って、この基本にいささかの不安があつてもならないのであります。従って、この基本に即して、言論、報道の自由と放送法の改正に当って、言論、報道の自由というこの基本的命題とわが国放送事業の現状及び将来について、いかなる認識に立って法の改正をお考えになった

かという点であります。NHK、民間放送とも、今日わが国の言論、報道のためにそれぞれ重要な役をになっており、世論を形成する場として、国民大衆との関係は密接不離、たとえば、この国会の模様はその場からノー・タイムで国民の前に明らかにされておるといふことを一つ考えてみましても、放送が民主政治の理解と成長のために大きい役割を果しておりますことは明瞭であるのであります。しかも、政府は、最近テレビ放送局を全国にわたって大量に予備免許を与えて、今年から明年にかけて、わが国放送界は一大躍進に向わんとしておられるのであります。

そのときに当っての放送法改正でありますから、あえて言論、報道の自由を確保するについてお尋ねをいたしたいのであります。

と申し上げますことは、放送事業は、御承知の通り、新聞と違って政府の免許事業であります。ために、いろいろの点において政府の行政に直接の関係を持つておる言論、報道機関としては、特別のケースと申し上げてよろしいのであります。それだけに、放送機関における言論、報道の自由を確保するためには、法の上においても、行政の上においても、格別に細心の注意

が必要であらうと思つております。今回の改正案のねらいは、放送内容の低俗化を防ぎ、その向上を期するといふ意図にありますが、ただいまの田中郵政大臣の提案理由にも明らかであります。もとより、放送内容の向上には何人も異論があらうはずはありません。ただ、そのためにどのような手段、方法をとるかが重要な問題で、これを法をもって規制するということ

は、慎重の上にも慎重でなければなりません。

改正案において最も重要なことは、放送の生命とも言うべきところの番組の編成について規制をいたしておる点であります。この規制は、ただいまの郵政大臣の御説明にもありました通り、法律面では、法文の上では放送事業者の良識にまかされておる倫理規定であります。ことは明瞭であります。

その点は、その限りにおいては、心配がないといえれば心配はないのであります。先にも述べました通り、放送事業は政府の免許事業で、三年ごとに免許の更新を政府の手で行うのであります。すなわち、倫理規定といえども、当局の行政のやり方いかんによつては、この規定は強力な業務規定同様なものとなつて、言いかえれば、放送内容向上

の名において言論統制あるいは言論報道機関に対する官僚統制が行われる危険が絶無ではないとの批判が、世上一部に行われておるのであります。マス・コミュニケーション・メディアとして今後いよいよ重要な役割を持つ放送において、また、放送法の改正に当って、さような不安がかりにもあつてはならないのでありますから、特に放送機関の特殊性にかんがみて、その言論、報道の自由を確保するについて、岸総理の御所信を承わりたいのであります。

次に、郵政大臣にお尋ねをいたします。今回の放送法改正は、五年越しの懸案を実現したという点で、わが国放送界の前進に役立つものと思ひますが、一面、また、つばをはずれておる改正だとの批判も聞くのであります。以下、二、三その点についてお尋ねをいたします。

現行放送法は、先ほど郵政大臣から詳しく御説明があつたように、昭和二十五年五月に制定されたもので、その当時は、民間放送も、テレビジョンも、短波放送もない。放送といえはNHKのラジオ・オンリーの時代に作られた法律なのであります。従つて、現行法は、日本放送協会の組織を

定める条章と放送自体の基本要件を規定した条章とが一本に盛り込まれておるのであります。この現行法が作られてから八年になるわけでありすが、この八年間にわが国放送界は著しく成長し、拡大され、非常な変化を示しておる現状に照らして放送法改正の腹目となるのは、放送基本法と日本放送協会法との二本建に現行法を分離して、合

せて民間放送が今日のように拡大され発達した現状に沿うごとく、民間放送の性格をより明確にすることにも、NHKの性格と任務にも、おのずから放送独占時代とは違つたいわゆる公共放送の性格、任務を、この新しい事態に即するがごとく明確にすべきであるとの世評が高かつたことは、田中郵政大臣よく御承知のところでありすが、かかるに、今回の改正は、そのような根本点に触れないで、一部改正に終つた理由はどこにあつたか、大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

また、改正案の骨子をなしているものは、ただいま御説明がありましたように、NHK、民放に共通した事項として、放送番組については、善良な風俗を害さないこと、報道、教育、教養、娯楽の調和を保つこと、編集基準を設けてこれを公表すること、放送番組

審議機関を設けること等、いわゆる番組の編成の内容に言及しておるのであります。かかる一連の措置につきましては、詳しいことはいずれ委員会でお聞きしたいが、この席で明らかにしたい

ただきたいことは、政府はわが国放送の現状をどのように見たか、現在行われておる放送内容をどのように見て、かような改正措置の必要を認められたか、という点であります。要するに、政府の見た放送内容の現状を明らかにして、改正案のよつて来たるところをお示し願ひたいのであります。

次に、NHKについてお尋ねをしたいと思います。

第一に、ラジオ、テレビの受信料の性格について。現行法によれば、受信料はNHKと受信者との契約による対価支払いということになっております。NHKが放送を独占していた時代はそれでよかつたけれども、NHK、民間放送、いずれのダイヤルを回すかというところが受信者の自由である今日では、聞いても聞かないでもとられるNHKの受信料は、明らかに、聞いていないため見ているための対価ではなくて、受信機設置税に等しいものであらうと思ひます。今回の改正はこの点に触れていないが、NHKに、

より安定と便利を与え、受信者に納得を与えるよう、何らかの改正措置をとるべきだつたと思ひますが、大臣の所見を承わつておきたいと思ひます。

受信料の問題では、田中郵政大臣は、NHKのラジオ聴取料について、これを値上げする必要があると言明をしたことがあります。その後になつて値上げが適當でないとの結論に達したよりであるが、この間の考え方が変わったのは、これは私はけっこうだと思ひますが、いかなる点で考え方が変わったのか、国民生活に深い関係を持つ事務でありますから、その経緯をあわせて明らかにしてもらいたいと思ひます。

NHKの受信料の性格が変わつたように、NHKの性格と任務が一そう公共的な度を加えたのであります。この点は先ほど田中郵政大臣の御説明にもありましたが、それについて、田中郵政大臣は、先般、通信委員会において、NHKは国の放送機関であると率直に言明をされました。現在の条件においてNHKを国の放送機関と限定することにについては、多少誤解を招くおそれもあると思ひますので、この際その真意を伺つておきたいのであります。たといNHKは国の放送機関であるといたしましても、政府の放送機関では

断じてないのでありますから、そのはじめは明確を期さなければならぬ。国の放送機関の建前をもつと明らかにし、その点を明らかにした上で、政府はもつと積極的にNHKに便利と援助を与えるべきであらうと思ひるのであります。そうしてこそ、公共放送と民間放送との二本建制度の意義と効果がより明瞭かつ有効となるのであります。

たとえば、現在NHKと民間放送とは同じような放送をしておつて、番組はほとんど競合しておるありさまであります。今度の改正は番組の調和を規制しておりますが、各放送局の番組の調和もさることながら、NHKと民間放送との間にダブつておる番組の調和をいかにしてはかるかが、より重大な問題であらうと考えます。この調整をはかつて、NHKと民間放送とがそれぞれ特色のある番組によつて総合的に国民に放送サービスをするところを、国民のものである電波の効率的な利用のゆえんであると思ひるのであります。郵政大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

もう一点、今度の改正で、NHK、民間放送を通じて、郵政大臣は必要の限度において放送事業者に業務の報告をさせることができると規定されてお

ります。この点を放送事業に対する官僚制の突破口のごとく批判する向きもありましたので、特にこの真意をお尋ねしておきたいのであります。放送事業は免許事業でありますから、免許更新に当って、政府は事業者自身から資料を求めて判断したいという意図に基づく報告要求であるとすれば、おのずから報告内容にも限度があり、この報告要求それ自体がもちろん言論統制でも官僚統制でもありません。ただ、監督強化の意味でこれを道具に使うようなことがもしあるとすれば、免許事業であるだけに、NHKにも民間放送にも不当な威圧を与えるおそれがあるのではありません。その点、この業務報告の性格と限度について御答弁を願いたいのであります。

最後に、教育放送について文部大臣並びに郵政大臣にお尋ねをいたします。放送が国民生活に広く深く影響を与え、すでに教育の面においても重要な役割を果たしていますことは、御承知の通りであります。特に、テレビジョンの普及によって新たな教育の場が開かれようとしておるのであります。松永文部大臣は、放送を通しての教育、教育放送にどのような御構想を持っておられるか、あるいは御計画を持っておられるか、この教育放送に對する文部大臣の御期待を承わりたいのであります。

郵政大臣には、教育放送の普及計画について、もう一点伺っておきたいと思ひます。郵政省はさきに二つの教育テレビ局と三つの準教育テレビ局に予備免許を与え、これらの局はおそらく昭和三十五年中には開局を予想されるのであります。元来、教育放送は、いなかの学校等、教育機関に恵まれない地方にこそより必要なのであります。また、一般テレビが普及すればするほど、教育テレビの要請が今後ますます強くなるのもまた当然であります。この国民的要望にこたえていくためには、その対策は今日から用意されていなければなりません。ところが、テレビ・チャンネルにおいて、現行の超短波はすでに御承知の通り限界に達しておりますので、教育放送の普及をはかりうとするためには、必然的に極超短波を利用するとともに、ラジオにおいてはFM放送の利用拡大をはからなければならぬと思ひのであります。このことはわが国放送事業にさらに新たな世紀をもたらすところの大きい仕事であるのであります。この点について田中郵政大臣はどのような用意を持っておられるか、御構想を承わりたいのであります。

持っておられるか、御構想を承わりたいのであります。

以上、数点にわたってお尋ねいたしました。各大臣の明快なる御答弁を期待して、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 竹内君の御質問に対してお答えいたします。

憲法に保障されておるこの表現の自由を確保するというのが民主政治の上におきまして非常に重大な問題であることは、御意見の通りであります。

従ひまして、これをあくまでも確保して参らなければならぬことは言うを待たないのであります。今回の改正に当りまして、特に、その点に關しましては、慎重に検討して、十分な注意と工夫がこらされておるのであります。ただ、御承知のように、放送というものが限られた電波を使用するといふ見地から、許可事業にも放送事業がなっておりますというふうなこの特質から見まして、新聞、雑誌等に対する場合とはやはり異なつた面が起つてくるのもまた当然であります。この意味における、この放送の特殊の公共的な立場からの制約が出て、要求されるということも、またこれは当然といわなければならぬと思ひます。要は、この間にあって、根本的な、民主主義に大事な言論の統制というふうなことに墮さないといふところを十分に考えなければならぬといふことだろうと思ひます。今回の改正におきましても、ごらんのように、明文で規定しておりますもののほかは、一切放送事業者の自律にゆだねて、適正な運営を期しておるといふことであります。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 竹内さんにお答えいたします。

まず第一点は、放送法の改正に際して三本建か二本建にいかを考へながら、なぜ一本建としたか、こういう御質問であります。私も、初めは、放送法改正に當って、できるならば三本建にしたいといふ考へを持つたことは、御承知の通りであります。この種の法律に対しては、大体、基本法及び事業法、もう一つは、特殊な公社や特殊な機関に対しては、その機関を律する法律、三本建になつてゐることは、御承知の通りであります。これは、電氣関係においても、鉄道関係におきましても、そういうふうな形態をなしておりますので、できればそういうふう

にいたしたいといふ考へでございまして、放送法の持つ重要性、また、放送法というものを、そういうふうな形式を変えることによって、無用にいじつたといふふうな感じを出すことは、摩擦を起すことでありますので、このたびの改正では、在来の放送法をそのまま改正を行うことにいたしましたのでございします。

第二には、番組の向上の重点の一つとして番組の問題を考へておるけれども、現在行われておるテレビやラジオの番組に対して、一体いいと思ひか悪いと思ひか、こういう御意見であります。これは、いいという議論と悪いという議論が両方ございします。大体、放送事業者は、だんだんよくなりつつあるのだから、このままで自主的に規律をしていけばいいといふことをいわれておりますが、新聞、雑誌その他の論評によりますと、一部においては、一億白痴化だ、こういうこともいわれておりますので、私といたしましては、このよしあしの二つの議論の調和をこれから考へなければならぬといふことが、この放送法の改正の大きな焦点になつております。しかし、番組につきましては、最近非常に番組がよ

くなつてきておるといふ事実も、御承知の通りであります。しかし、一部においてまだ相当な批判もございしますので、この批判には十分放送事業者もわれわれも耳を傾けて、りっぱな番組を放送しなければならぬことは、論を待たないわけでございます。そういう意味で番組審議会を法定いたしましたのが、この番組審議会に対しては郵政大臣が免許を行なつておるのであるから、番組審議会に対しては、官が干渉しないという程度で相当強化しろという議論と、もう一つは、絶対に自主的な運営にまかすべきものであつて、強化をしてはならないという両論がございします。調和点をとつて法律に明定はいたしました。業者の全くの自律にまかしてあるということでありまして、現在の状態では、これ以上規律をするといふような問題があり、全くなつと一億白痴化だといわれるので、まあこの程度が妥当だ、こう考へておるわけでございます。

受信料は法定すべきものである、こういうふうな明確に答申がなされております。私も、できるならば放送法改正に当りまして法定をいたすことがいいという考へでございしましたが、これに對してもいろいろな議論がございします。特に、これを法定するということになりますと、いわゆる電波税式なのか、自由契約に基くものかという、受信料そのものに対して明確な線を打ち出さなければならぬということ、今度の改正案では、裏面からではあります、逆に、一般放送事業者は、名目のいかに問はず、受信料を受けることができない、こういうことを規定しましたために、受信料はNHKだけが受ける特権であるということ、これを明確にいたしましたわけでございます。これによりまして、国民の受信のための負担の増大を避けるとともに、協会の収入の確保に努めたということ、御了承いただきたいと思います。

第四には、日本放送協会、すなわちNHKが国家機関だ、こういうことを言つたが、一体どういふことか、間違いだらうが、という非常に御親切な御発言でございますが、私も、もちろん、NHKが政府機関であり国家機関であるという考へは毛頭持つておりません。しかし、国会が、公共の福祉に供するものとして、特に法律によつて設けました国民的な放送機関、こういうのでありますから、広い意味で言う、国家的な目的を持った機関、こういうことぐらいは言えると思ひますが、少くとも、受信料を特別に受ける権利を有しておるだけをもつて、政府機関、国家機関というよりは毛頭持つておりません。しかし、民放とは違つて、確かに国民的な、国家的な機関であるということは間違ひないと思ひます。また、そうでないと、国の財政資金をこれに貸すようなことはできなくなるのでありまして、そういう意味から考へても、国民的な機関という方が正しいと思ひます。

それから、受信料を値上げするやうなことを言つておつたが、どうして一休上げなかつたのか、選挙対策じやないかといふやうな、ちよつとお話もあつたやうであります。受信料は、御承知の通り、現行放送法——改正法でもそうであります。郵政大臣——政府が値上げ、値下げをきめるようになつておりません。協会が郵政大臣に提出し、大臣は、これに対して意見を付して、自動的に国会の承認を仰ぐことになつております。そういう意味で、政府が、また、郵政大臣が、固有の権限でこれを上げたりなんかできない状態でございます。その意味で、三十三年の予算提出に対して、NHKがどういふ案を出してくるかと思つておりましたら、御承知の通り、今日の状態において値上げをすべきではない、こういう考へのものであります。この値上げをしない、三十二年の徴収料率をもつて三十三年予算を編成いたし、提出され、私の意見を付して、過日国会に御審議をわすらすべく提案をいたしておるわけでございます。決して政府の選挙対策などではございませんから、明確にお答え申しておきます。

第六には、NHKに対して業務報告をさせる真意いかん、これが言論統制、干渉の突破口にならないかといふことでありますが、これは全くそういうことではないのであります。御承知の通り、放送法審議会の答申には、もう郵政省設置法に基いて監督をしておるのでありますから、業務の報告を求められないという規定自身がおかしいのであつて、法律でもって報告を求めらるばかりではなく、会計に對し監査を行へるやうに法律に明定すべきであるといふやうな、きつい答申が出ておること、御承知の通りであります。これらの問題を十分考へたのでございしますが、新たに監督を強化するのではなく、新しい線を明確に打ち出しつつ、合理的なものとするにはどうするかといふことで、ついに答申案に出ております会計監査の規定を削つて、報告を求めるというにとどめたのでありますから、新たに監督を強化し、統制の道を開くなどということは絶対にないといふことを、明確に申し上げておきます。

第七に、NHKと民法との番組の相違と調和に対しての御質問でございますが、これはさつぱらんに申し上げますと、NHKと民放に対して、聴取料を取れるものと聴取料を禁止せられておるものとの差は、番組面に現われてこなければならぬことは、常識的に当然であります。でありますから、NHKは、将来は、教育、教養、技術、産業といふやうな、そういうものに重点を置いて番組が進められていくべきであることは当然であります。民間は、逆に、教育、教養ももちろんやつてもらわなければならないのであります。

すが、国民の健全な娯楽をNHKよりも多少多く放送するような番組を組む、こういうことが理想的だと考えられるわけでございます。

第八番目に、最後の問題でございますが、教育放送を普及させるためにどうするか。教育放送に対してはつきりした考えを申し上げますと、教育放送はNHKが行うべきだという考えを明確に持っております。しかし、民間放送は、規定がないからといって全然やらないでいいというものではないのであります。公けの波を公けの立場で特殊な人たちが受けて、この波を運営しておるのでありますから、教育、教養に對しても意を用いてもならなければならぬ。すなわち、報道、教育、娯楽の三者が調和のとれた番組を放送してもらわなければならぬことは当然であります。しかし、教育番組といいますが、これは大体ベイ・ラインに乗らない、こり見てもいいと思ひますので、現在の考え方では、ラジオにおきましてはNHKの第二放送を使って教育番組の放送を行なっております。また、テレビに對しても、現行VHF帯の第二放送を使って教育放送を行うということを、先ほどもお話がございました通り、VHF帯だけではまかなえない

ので、UHF帯のチャンネル・プランの決定も早急に行なつて、これも教育、教養番組を放送できるようなNHKのものを優先的に割当しなければならぬ、こういう考えでございます。なお、FM放送のチャンネル・プランも早急にこれを決定して、ラジオの中波帯から混信を防ぐ意味において移行するものを除いては、当然教育放送にこれが使用せらるべきだと考えておるわけでございます。

以上、八点にわたつてお答えを申し上げた次第でございます。(拍手)

〔國務大臣松永東君登壇〕

○國務大臣(松永東君) 竹内議員の私に對する御質問に對して、きわめて簡単に御答弁したいと存じます。

まず、御質問の要旨は、放送を通じて教育の構想と計画についてどういふふうに考えておるか、こういうふうな御質問でございます。これに對しては、答えていたしますが、御承知の通り、わが国での放送の教育利用は昭和八年から行なつておりまして、現在では、小学校、中学校、高等学校においては、その九〇％以上がラジオ受信施設を持つ状態でございます。また、その教育上の利用も相当程度進んでおることは、御承知の通りでございます。ま

た、テレビジョン放送は昭和二十八年から行なわれましたが、その教育的利用は、現在、聴視可能な地域内における学校、公民館などで実験的な利用が次第に行われるようになっております。

昨年、すなわち三十二年の十月現在の調べでは、テレビ受像機所有数が、小中高等学校で一千四百七十七校、公民館では百八十六館、こういうふうになっておりますが、なお、文部省におきましては、昭和三十一年度に、農村におけるテレビ放送の教育的利用に關しまして、その効果の実験を実施いたしました。さらに、教育テレビジョン放送につきましたは、これが青少年に及ぼす影響のきわめて甚大なことから、テレビジョンの公共性と教育性を高めるために、郵政当局と緊密に連絡をとつて参っております。

以上の点から考えまして、今後、文部省といたしましては、公共放送、民間放送を問わず、局側が教育放送内容を充実するために求められますと、必要な資料を提供し、助言を与える等、協力に努めて今日までやつて参っております。一方、利用する側への指導及び援助も積極的に促進して参っております。昨年九月、社会教育審議会に對しまして、ラジオ及びテレビジョンの

教育的利用方策について諮問を行いました。さらに今後教育放送番組の向上について調査研究を強行行なつて参りたいと存じておる次第でございます。なお、学校向け教育番組につきましましては、学校教育に關する法令の定むる教育課程の基準に準じまして実施いたすつもりでございます。そして健全な効果を上げるようにいたしたいと存じておる次第でございます。御了承置きをお願いいたします。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 松前重義君。

〔松前重義君登壇〕

○松前重義君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されました放送法の一部を改正する法律案に對して二、三の質問をいたしたいと思ひます。(拍手)

その第一は、岸総理大臣に對しまして、放送事業の公共性、先ほど竹内議員から御質問がありました、あの言論の自由の問題に關します問題を、他の観点から質問をいたしたいと思ひのであります。申すまでもなく、放送事業は、近代

におきまする科学技術の発達とともに、そのマス・コミュニケーションの大きな力を持つに至つたことは、御承知の通りであります。この強大な放送事業の運営に對しまして、世界の各国は、この放送事業の影響力の大きなの對して、その公共性を付与しなければならぬ、すなわち、その放送内容が中立性を保たなければならぬ、これらの点につきまして、非常な力を注ぎ、そして、これが、いやくも一党一派、あるいはまた少数の勢力によつて歪曲されないような態勢を整えておることは、申すまでもないのであります。すなわち、これが国民に与へまする影響の重大なるに堪がみまして、言論の不偏不党、あるいはまた中立性を維持せしめんと努力し、従つて、放送の公共性を確保するために、一政党によるところの政府や特殊な勢力等による支配を排除すること、いたしまして、へんばな、歪曲された放送によつて国民の進むべき方向を惑わしめないための、あらゆる手段を尽しておるのであります。従つて、これこそは、一部政党によつて組織される政府のものであつては絶対にならぬのであります。NHK放送の普遍性の上に立ちまして、その言論は絶対的自由

を確保し、いやしくもこれに對しまして政府の抑圧、統制が行われてはならないのであります。

一昨年政府が提案を計画いたしました放送法の改正の内容は、NHKなる全国的な放送機関に對しまして政府の強力なる統制を加え、そうして、NHKをして政府機関たらしめんとする意図が明らかに見えておったのであります。すなわち、その経営の面に當りまする理事者の選任におきまして政府の承認を得ること、あるいはまた予算に關し、その予算の使用に關しまして政府の干渉を許すこと、これらを通じて強い官僚統制、いな、政府権力の統制の裏に隠れる政治統制を行わんとしたことは、明瞭であつたのであります。(拍手)もしこのような言論統制が行われたといふならば、これこそ、戦時中におきまする、あるいは戦争直前におきまする、わが国のNHK放送のごとく、その言論に自由なく、NHKをして一党一派の宣伝機関たらしめ、一党独裁の体制を作る機関たらしめる非常な危険を招来することは、当然のことであつたのであります。

(拍手)
大東亜戦争の当時、岸総理大臣は、東条内閣の商工大臣として、身をもつ

てこのことを実行されたのであります。朝な夕なに聞える東条さんの必勝の信念と米英撃滅の放送とは、日本をして滅亡の寸前の悲しきに陥れたのであります。しかし、当時、そこには、国民の中にも放送当事者にも深刻な苦悶と批判があつたことを、あなた方は御承知と思ひます。それでありますから、この一昨年出されたところの危険きわまる復古調的な強力な言論統制の政府試案に對しまして、世論は猛烈なる反響を加えたのであります。そうして、この世論の反對によりまして、政府はついに放送法の改正の後退を余儀なくされたのであります。

今回ここに提案されました放送法なるものは骨抜き法案であるといわれております。しかしながら、政府の意図する放送法改正の目的は、一昨年この放送法改正の骨子が発表されたときに示されましたような、政府の思うままになる放送事業、政府の統制下にある放送事業、このような方向に向つて将来放送法の改正が行われるか、それとも、他の方法によつてこれが監督を行わんとする意図かを見出すことができるのであります。すなわち、政府の出しましたこの放送法案という僧衣の下、お坊さんの衣の下に、よろいが見え

える、清盛の衣の下に政治支配といふよろいがのぞいてゐることを、私もは見のがしてはならないのであります。すなわち、政府の本国会において提案いたしております郵政省設置法案なるものの中に、この放送法案との関連性において、重要な事項が新しく盛られておるのであります。

それは、すなわち、電波局の所掌事項の中に、放送事業の監督という、今までにない条項を入れてあるのであります。これこれ、歴然たる——政府が放送事業を直接監督し、先ほど來の、業務報告を求めるとか、あるいは、よい放送を出さなければならぬとか、こういう点につきまして、この監督を強化せんとする意図にほかならない。すなわち、放送法案は骨抜きにはなつたやうであります。その監督権なるものを郵政省設置法案の中に転嫁いたしました。その郵政省設置法案によつて監督を強化せんとする意図であると見る事ができるのであります。このようにいたしました、私は、ここにどういふやうな意図をもつてこのやうに郵政省設置法案の中にこの監督事項を新しく設けられたのであるか、そして、どういふわけで放送法案の中を骨抜きのごとくして、うまいこと衣

を着せられたのであるか、この点について、政府の真意、すなわち、岸総理大臣の御意図を伺いたしたのであります。

第二に、NHKのテレビ建設資金と、NHKに對する政府の干渉について、田中郵政大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

この法案は、骨抜きであるやうであります。けれども、必ずしも骨抜きではない。先ほど衣の下によろいが見えたと申しましたそのことは、すなわち、田中郵政大臣が、かつて放送料金の値上げを天下に声明されたのであります。いつの間にか、この値上げのことを忘れて——そうして、その値上げによらなければ、民間放送が次々に設置されていきますのに、NHKの事業が追いつかない、この追いつかないのに對しまして、あるいは資金運用部資金——預金部資金とか、あるいはまた簡易保険の積立金等をこれに回す、こういう方法によりまして、その建設資金をまかなおうと考へておられるやうであります。もしもこの資金運用部資金あるいは簡易保険の積立金等がこの方向に回つてくるといたしますならば、そのお金を通じて経理の支配となり、あるいは業務の支配となつ

て、経営にまでもこれが浸透して参る可能性があるのであります。これは、すなわち、体のいい監督でありまして、いわゆる郵政省の中の電波局の所掌事項としてありますところの監督事項とともに、やはりNHKに對する政府の干渉あるいは監督が強化せられる一つの手段であるといふことができるのであります。すなわち、料金値上げといふことを忘れられて、そうして、それを放棄されたそのゆえんのものとは一体どこにあるか、NHKの監督を体のいい姿において、裏から監督しようと思はれるのではないか、この点につきまして田中郵政大臣の見解を伺いたしたいと思います。

第三に、これまた郵政大臣にお伺ひいたしたいと思ひますのは、民間テレビの免許と、最近地方におきますところの言論独裁の傾向について、であります。先般、政府は、テレビ周波数の割当を決定いたしました。これに従つて多数のテレビ局を免許いたしました。すなわち、ある地方において、一つの県において単一の新聞しかない、その単一の新聞が放送事業を経営しておつた、ところが、田中郵政大臣は、その単一の放送局に對して、民間放送に對してテレビの免許を与えた。

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議第十四号 放送法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松前重義君の質疑

二四四

いよいよ、ここで、その地方において単一の新聞があったとして——地方紙であります。中央紙でない。この地方紙がテレビとラジオとを兼営し、その支配下に置かれまゝるときには、その地方における言論は完全に独占されることになるのであります。(拍手)このような免許方針をとつてこられた。このテレビの免許を出願いたしました、少数の、ほんのわずかの資本に対しましては、二五〇程度のもものはその資本参加を許されたところもあるようでありまゝするけれども、しかしながら、その支配権は依然としてその新聞、ラジオ、テレビの独裁的な姿になつておるのが現状でございます。このような姿において、果して言論の自由が確保できたのであるかどうか。今後の日本の言論界が少数勢力によつて支配されていく傾向があるのでありまして、それが今やこの郵政大臣によるところの免許によつて起るのでございまして、この言論独裁の傾向に対し、今次の免許はいかなる弊害を及ぼすものであるか、この問題について郵政大臣の御見解を承わりたいと思つております。

(拍手)

第四に、民間放送に対する聴取料金の免除の項について、多少こまごまし

た問題ではありますけれども、ここに郵政大臣にお伺いしたいと思つます。政府は、この放送法改正案におきまして、NHKの聴取料金の徴収に対しては、これを認めておられる。しかし、民間放送の聴取料金の免除を規定しておるのであります。聴取料金は取らないといふことであります。これは今後におけるテレビ事業の発展に対して多少の支障を来たすのではないかと思はれるのでありますから、ここにお伺いしたいと思つます。

外国におきまして、テレビ事業が先に発達いたしましたところでは、民間のテレビ事業の中で受像機を貸してやつて、それに金属の貨幣を入れると、ある時間だけテレビが見られる、このような特殊なテレビ放送が今後発達して行くことは当然のことでありまして、UHF放送等がだんだん免許されて参りますれば、このような特殊な放送が当然生まれてくるのでありまして、こゝろい事業の将来の発展に対して、この料金を取つてはいけなかつと明確に規定することは、このような事業の発展を阻止することになり、NHKとの間に、片方は料金を取り、片方は取らないといふ、截然たる区画をされたかのごとくに見えますけれども

も、放送事業の将来に私は大きな災いを残すのではないかと心配するものであります。この点について郵政大臣の御見解を承わりたいのであります。

その次にお尋ねいたしたいのは、番組審議会の運営の問題であります。先ほど来盛んに詳しくお話がございましたように、放送の内容として、豊かで、かつ、よい放送番組といふことであります。これをやらなければならぬといふことであります。よい放送番組とは一体何であるか、何が悪いのであるか、これが非常に重要な問題であります。先ほど来、あの電波局の中に放送事業の監督なるおそろしい一項目が設けられてゐること、これらのよい悪いの判定の問題等のごときは、重要な言論統制の課題であると思つてあります。(拍手)こゝろい意味におきまして、この番組審議会の人選あるいはその方向、これらの問題は、日本の将来の言論界にとつて重大なる問題であると思つてございまして、わけても、政府が免許いたしました教育放送につきまして、この教育放送なるものと、文部省が最近において主張しておりますところの道德教育、あの復古的な、古色蒼然たる道德教育、この道德教育と教育放送との間に、そうして

番組審議会、そうしてこの電波局によるところの監督の条項、これらの一連の関係、また、よい放送、悪い放送の区別、これらの一連の関係を考えますときに、ここに、道德教育の強制、あるいはまた思想的な統制、そうして、思想の自由を認めない、このような方向にこの審議会が運営されるおそれが多分にあり、政府の監督がまたそこに及ぶのではなからうかと心配するものであります。この点につきましては、文部大臣と郵政大臣とよりお伺いをいたしたいと思つてあります。

最後に、これは総理大臣に特に伺ひたいと思つてあります。現在の放送法によつてさへも相当な監督、強制が行われておるといふ事実であります。たとえば、現在のごとき放送法のもとにおいてさへも、政府はNHKに対し強い圧力を加え、NHKの放送設備を使つて、NHKの運営のもとに、北朝鮮向け及び中共向けの謀略放送を行なつておるのであります。それは、短波による放送はもちろん、東京、大阪の百キロの中波放送設備を動員いたしましたして、対共産圏向けのニュース報道による神経戦の一環として、冷たい戦争に参画するところの放送を行なつておるのであります。しかも、この放送周波数は特に中波に重点を置き、毎日午後十一時三十分から翌日の午前一時まで、韓国語と中国語による放送、この謀略放送を行なつておるのであります。この放送は、放送法の第何条によつてやられておるのでありますでしょうか。そうして、また、かくのごとき放送を実施することは、これが共産圏との友好善隣の外交に対し大きな誤解を与えることは、言ひまでもないのであります。(拍手)公共企業体であり、国民の機関でありますところのNHKの施設を利用してこれを行ひますことは、いよいよ対外的に誤解を招き、国際的な悪影響を及ぼしますことは、言ひまでもありません。漁業協定が難航しておるとき、対ソ問題がだんだん行き詰まりつつありますとき、中国問題もうまいかないとき、当面の政府の外交の失敗の原因は、このやうな重大な政府の権力行使による放送の利用に基いておるといふことも、過言ではないと思つてあります。政府は、このやうな冷たい戦争を、みずからNHKを使って実施せしめつつあるのであります。まことにわが国の明日にとりまして危険きわまる姿であるといわなければならぬのであります。(拍手)岸総理大臣はこれら

の事実を御存じであるのかどうか。もし御存じなかったとするならば、このような放送法違反を犯してまでも、米国の力に頼り、今後もおこのような危険な道を歩こうとなさるのかどうか。そうして、対外問題をいよいよ紛糾させようとお考えなのであるかどうか。現行法によってさえも、このようないわゆる圧力によるこの謀略放送さえも行われる今日でありますから、郵政省設置法の法案の中に放送事業の監督というようない項が入り、放送法というものは骨抜きのようになつたようではありますけれども、それを他の政府の権能に求めておる。そういうことになりましますならば、この放送事業、言論統制というものはいよいよ強化されるものであると考えなければなりません。この問題につきまして特に岸内閣総理大臣の御答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 松前君の御質問に對しましてお答えをいたします。

放送及び受信ということが国民生活に重大な影響がある問題でありますことは言ふ待たないのであります。従いまして、この放送法の改正に當りまして、十分に慎重にすべてを検討

いたしまして、この案を出したわけでありまして、この法案が決定いたしますまでいろいろな考え方があつたことは、先ほど郵政大臣も申し述べた通りであります。本改正案を決定して閣下に提案するに至りました政府の考え

といたしましては、今御意見にもありましたように、放送というものの本質が不偏不党でなければならぬ、中正なものでなければならぬ、真実を語るものでなければならぬ。このことは私も全く同意であります。また、それを保障するために十分に各種の考案をしなければならぬことも、これは言ふを待ちません。ただ、先ほどもお答えを申し上げましたように、放送事業というものが限られた電波を利用して行われるという特質から見まして、これを、松前君といえども、野放図な自由放任にしろというお考えでは私はないと思ひます。要は、その行ふところの規制といひますか、こういうことが、できるだけ民主主義の原則に従つて自律的に行ふべきものである。また、それが度を越して大事な言論統制等にならないようにということであらうと思ひます。その点につきまして、この法案が言論統制を考へておるものでは絶対にないという

ことは、各条文をいさいに御検討いただければ明瞭になると思ひます。

次に、NHKが北朝鮮、中共向け等の謀略放送を行なつておるじやないかというお話であります。私は、そういう事實はないと、ここに申し上げます。と申しますのは、御承知のように、現在の安保条約及び行政協定に基いて、日本国とアメリカとの間の契約によつて、NHKがその設備を提供して、これの運営に當つて、アメリカが放送を行なつておるものがあります。これは内容についてはNHKも日本国も全然タッチしてないものであります。私は、このことについて、NHKが、また政府が責任を負ふべきものではないと思ひます。また、この契約を結ぶに當りましては、NHKの本来の業務に支障を来たさない範囲内においてこれが認められておることも、これは松前君も御承知だろふと思ひます。決して放送法に基いて政府がこういうことを強要しておるものでないということを明確に申し上げます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 松前さんに

お答えいたします。

第一点は、放送法の改正とあわせてこの国会に提案をせられておる郵政省設置法の一部を改正する法律案の中に、NHK及び民放の監督を強化する規定がある、こういうことを言われまして、そういう改正案は提案いたしておりません。全然監督規定を新しく設けるといふようなものではございせん。現行法にNHKに関する事項と

いうのがございまして、その次に新たに一般放送事業者に関する事項というのをつけ加える全く事務的なものであります。郵政省設置法のどこを見ても、NHK及び一般民間放送事業者を監督する規定のないことは明確であります。御承知を願ひます。

それから第二点は、値上げの問題であります。NHKの予算編成に對して郵政大臣は値上げをするということを言つたじやないか。それをどうして政府資金のようなものにすりかえたのかというお断でございまして、これは、松前さん御承知の通り、現行放送法によつて郵政大臣や政府が値上げができるものじやないものであります。私自身が値上げをするというやうなことを言明したことはありません。こう

いうことを申したのであります。三十三年度のNHKの予算編成に對して、現行の三カ月二百円で一体まかなえるのか、三十三年度の予算を組むときに當りまして新しく事業計画をしなければならぬのであります。財源が不足であるので、郵政大臣は一体その場合どう考へるかということでありましたから、値上げをするというののも一案であります。政府が金を貸すというののも一案であります。それからNHKが自主的に民間から金を借りるということも一案であります。そういうふう

に新しく事業を始め、しかも、一カ月六十七円でまかなえないという場合には、何らかの財政的措置をとらなければならぬ、こう申したのであつて、値上げをしなければならぬということとは、私は権限がないのであります。それから、そういうふう

に申し上げたのを、明確に申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

三十三年度の予算案は、御承知の通り、国会に提案をせられておりますが、公共企業料金の値上げを行う時期ではない、こういう経営委員会及びNHKの首脳者の考へによつて、三十二年度予算におけるものと同等、すなわち、ラジオにおいては、一カ月六十七円、三カ月二百円という現行料率で変更なく予算を組んで、国会の審議を仰いでおるわけにございまして。これが値上げをするか、財政資金、一般資金を

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号 放送法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する松前重義君の質疑

二四六

もってまかなうこともいけないということをして値上げをするとなれば、それは国会の力でもってやっていたら、以外にないのであります。現行放送法にも明確にその規定してございまして、政府や郵政大臣が値上げができるものじゃないということだけを申し上げておきます。

それから第三番目には、現行VHF帯においてテレビの免許は失敗しなかつたかということ、もう一つは、地方において新聞がラジオに対して相当な勢力を持つておる、そのラジオ会社がテレビを兼営することによってマス・コミの独占にならないか、こういうお話でございます。これは委員会でも十分御議論があったものでございまして、なるべくというよりも、できるだけマス・コミの独占を排除しなければならぬということは、私が申すまでもないことでございます。でありますから、政府は、昨年十月二十二日において三十四社、三十六局の予備免許を与へるに際しても、この問題を一番重要に考えたわけであります。その意味で、単独免許を行わないで、競願者の合併整理を行なつて、御承知の通りマス・コミの独占を排除しようという措置をとり、かつ、その方式が円満に行

われるかいかを確実に認証する時期まで、すなわち、今年三月三十一日まで、停止条件付の免許を与へておることも、御承知の通りであります。そういう意味で、いかにこの問題に対して慎重であつたかということも、おわかりになつていただけたらと思います。この予備免許を与へた民間テレビ局の効力発生の時期も間近でございます。この三月三十一日までの効力停止でございますから、近く確認を行わなければならぬわけでございますが、全国的には円満と申し上げられるような状況で進行をいたしておりますので、期限の三月三十一日までは、おおむね予備免許を交付したときの条件が満たされ、円満に確認が行へるということを考えています。

それから、放送番組審議会は、これはお手盛り機関であつて、あまり大したことではないじゃないかという御意見のようでもあります。これは非常にむずかしいところでもあります。放送法改正の山であります。放送番組の低俗化を防ぎ、そして、国民が喜ぶように、また、国民のためになるような番組を作らなければいかぬ。それが一体教育に合致し、それが教養に合致し、それが娯楽であるかということ、だれ

が見分けるのかということ、非常にむずかしい問題であります。それを私が見分けたら、岸内閣が見分けたら、というところは、これは言論統制のしりであるといふので、それもできない。では全然やらないでいいかという御議論になるようでもあります。全然番組審議会を作らぬでいいということにはならないのであります。少くとも倫理規定を設けまして、法律では番組審議会を作らなければならぬ、番組審議会の意見を尊重しなければならぬ、こういう倫理規定を作ることだけでも番組の向上に役立つであらうというところは、これは論を待たないのであります。倫理規定さへも必要はないというところは、まさに野放し免許であつて、私が三十六局に免許を与へた責任者といつたしましては、この程度は、最小やむを得ざる措置だと考えておるわけでございます。

それから、NHKと民放の両立免許に対して、民放に対しては一切受信料を取つてはならないということを改正法では規定いたしております。NHKと同じように民放も取つていいじゃないか、どうして一体取らないようにしたのだ、アメリカにおいてはもうすでに有料テレビという問題があるじゃないかという、非常に示唆に富まれた御発言でございますが、これも改正の過程において十分論議した問題でございます。しかし、現在、アメリカも、民間有料テレビの問題は、御承知の通り、これは有線放送によるものであります。無線放送、いわゆる日本の放送法は無線放送による放送を律しておるものでありますから、アメリカといえども、無線放送による有料テレビの問題は起きておりません。この有線の有料テレビの問題も、御承知の通り、もう一週間は前から、アメリカの各州は、全部有料テレビの免許をしてはならないという決議を各州で行なつて

いかという、非常に示唆に富まれた御発言でございますが、これも改正の過程において十分論議した問題でございます。しかし、現在、アメリカも、民間有料テレビの問題は、御承知の通り、これは有線放送によるものであります。無線放送、いわゆる日本の放送法は無線放送による放送を律しておるものでありますから、アメリカといえども、無線放送による有料テレビの問題は起きておりません。この有線の有料テレビの問題も、御承知の通り、もう一週間は前から、アメリカの各州は、全部有料テレビの免許をしてはならないという決議を各州で行なつて

いることも、御承知だろうと思つてあります。しかし、アメリカと日本と違ふところは、先ほども申し上げましたように、NHKと民放と両立するようにな免許方式をとつておりますので、公共放送であるNHKの性格を明確にし、そして、民間放送と公共放送との二本建を行つたことになつたこと、NHK以外の民放は、名目のいかんを問はず、聴取料を取つてはならないと規定することは、より明確である、こういう考えで、民間テレビに対しては聴取料の禁止を規定いたしましたわけでございます。

なお、いろいろ詳細につきまして、委員会御質問にお答えし、申し上げたいと思つております。

最後に申し上げますことは、先ほども申されたのでありますが、何か放送法が官の統制のはしりというふうにお考えでございますけれども、これは、番組の問題を含めて、学識経験者から成つたところの放送法改正審議会の答申よりも非常に後退した、現在の状態で必要やむを得ざるものだけ規定いたしましたのでございまして、これを通していただかないと野放し免許になるおそれがございますので、ぜひ一つお願い申し上げます（拍手）

〔国務大臣松永東君登壇〕

〔簡單々々と呼ぶ者あり〕

○国務大臣（松永東君） きわめて簡単に答弁いたします。私に対する松前議員の御質問について、簡単に御答え申し上げます。

御質問の要旨は、教育放送の内容について、干渉とか、あるいは統制をする意図を持っているのではないか、こういうふうな御質問、これは結論から申し上げますが、絶対にさうな意図は持つておりません（拍手）御承知の通り、放送の教育利用の価値はきわめて高く、従つて、学校教育、社会教育の

面の利用も近年ますます関心が持たれてきている実情でございます。この利用促進をはかつて今日まで参ったのでございますが、放送の内容につきましても、これが充実と向上を望んでおりますけれども、放送法に定めてあります通り、決して干渉するとか統制するとかいうような意図は持っておりません。

さらに、また、御指摘になりました道徳教育については、干渉する考えを持っていないかということでございますが、これも弊頭に申し上げた通り、何ら干渉するとか統制するとかいうような考えは持っておりません。それは放送実施者側が自主的に道徳教育を進めるための番組を編成することは、これはあるでしょう。これからますますやつてもらわなければなりません。だが、文部省といたしましては、特に道徳教育のために番組を出すことについて、放送局に対しては強要したり干渉したりするようなことは、繰り返して申し上げますが、寸毫も考えておりません。御了承を願います。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後四時三十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山愛一郎君
文部大臣 松永 東君
運輸大臣 中村三之丞君
郵政大臣 田中 角榮君
國務大臣 正力松太郎君
出席府委員

内閣官房長官 愛知 揆一君
法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正巳君
農林政務次官 本名 武君
運輸省航空局長 林 坦君
郵政省電波 濱田 成徳君
監理局長

朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
銃砲刀剣類等所持取締法
遺失物法等の一部を改正する法律
(政府委員承認)
一、去る六日参議院議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主計 岸本 晋
局給与課長
大蔵省主計 小熊 孝次
局法規課長
大蔵省主計 柳澤 英蔵
局司計課長

(政府委員任命通知受領)

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、去る六日議長において承認した岸本晋外二名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水防法の一部を改正する法律
農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律
(要求書受領)

一、去る八日、内閣から、兜春対策審議会委員に本院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山マサ君、同山下春江君、同吉田賢一君、参議院議員大川光三君、同佐野廣君、同藤原道子君及び同宮城タマヨ君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 風見 章君
文教委員 北村徳太郎君 清瀬 一郎君
千葉 三郎君 鈴木 義男君
田原 春次君

農林水産委員

永山 忠則君 赤路 友蔵君
井手 以誠君 河野 金昇君
運輸委員 河野 金昇君 永山 忠則君

通信委員 稲富 稜人君
建設委員 小川 豊明君
予算委員 小川 半次君 田原 春次君
古屋 貞雄君 鈴木 義男君

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

大矢 省三君 小牧 次生君
法務委員 田中幾三郎君
文教委員 小川 半次君 川崎 秀二君
田中 久雄君 小牧 次生君

大矢 省三君 栗原 俊夫君
社会労働委員 永山 忠則君 阿部 五郎君
農林水産委員 日野 吉夫君 栗原 俊夫君

河野 金昇君 永井勝次郎君
河野 金昇君 河野 金昇君

河野 金昇君 永井勝次郎君
河野 金昇君 河野 金昇君

河野 金昇君 永井勝次郎君
河野 金昇君 河野 金昇君

河野 金昇君 永井勝次郎君
河野 金昇君 河野 金昇君

原 健三郎君

永山 忠則君 藤枝 泉介君
予算委員 千葉 三郎君
決算委員 上林與市郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

田中 久雄君 川崎 秀二君
小川 半次君 田原 春次君
鈴木 義男君

農林水産委員

河野 金昇君 小川 豊明君
稲富 稜人君 永山 忠則君
運輸委員 永山 忠則君 河野 金昇君

千葉 三郎君 鈴木 義男君
風見 章君 田原 春次君
地方行政委員 小牧 次生君 大矢 省三君

法務委員 上林與市郎君
文教委員 千葉 三郎君 清瀬 一郎君

一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 小牧 次生君 大矢 省三君
法務委員 上林與市郎君
文教委員 千葉 三郎君 清瀬 一郎君

北村徳太郎君 大矢 省三君 小牧 次生君 社会労働委員 阿部 五郎君 農林水産委員	河野 金昇君 栗原 俊夫君 永井勝次郎君 川俣 清吾君 水山 忠則君	商工委員 原 健三郎君 日野 吉夫君 神田 博君	運輸委員 永山 忠則君 藤枝 泉介君 神田 博君 原 健三郎君 河野 金昇君 關谷 勝利君 予算委員 小川 半次君 決算委員 細田 綱吉君	(条約提出) 一、去る六日内閣から提出した条約は次の通りである。 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件 (議案提出) 一、去る六日議員から提出した議案は次の通りである。 学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出) 一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件 一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。 郵政省設置法の一部を改正する法律案 一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。 電話加入権質に関する臨時特例法案 一、昨十日内閣から提出した議案は次の通りである。 農林漁業団体職員共済組合法案 (議案受理) 一、去る七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案 統計法等の一部を改正する法律案 狩猟法の一部を改正する法律案 一、去る八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案 (条約付託) 一、去る六日委員会に付託された条約は次の通りである。	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号) 外務委員会 付託 (議案付託) 一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二四号) 法務委員会 付託 夜勤手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横山利秋君外十三名提出、衆法第四号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第五号) 以上二件 大蔵委員会 付託 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 以上二件 通信委員会 付託 一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。 統計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)	郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号) 以上二件 内閣委員会 付託 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付) 大蔵委員会 付託 狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付) 農林水産委員会 付託 一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。 学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出、衆法第六号) 文教委員会 付託 電話加入権質に関する臨時特例法案(内閣提出第一二八号) 通信委員会 付託 一、去る八日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第二二七号)(予) 商工委員会 付託 一、昨十日委員会に付託された議案は次の通りである。 農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出第一二九号) 農林水産委員会 付託	(議案送付) 一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。 衛生検査技師法案 一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案 児童福祉法の一部を改正する法律案 開拓融資保証法の一部を改正する法律案 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案 昭和二十八年度から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案 充春防止法の一部を改正する法律案 婦人補導院法案					
--	---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

一、去る六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
夜勤手当等に対する所得税の特例に關する法律案(横山利秋君外十三名提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出)

一、昨十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出)

(議案通知)

一、去る六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
銃砲刀剣類等所持取締法案
遺失物法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
水防法の一部を改正する法律案
農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案

(議案撤回承諾要求書受領)

一、去る七日内閣から次の要求書を受領した。
内閣総理大臣 岸 信介
昭和三十三年三月七日
衆議院議長益谷秀次殿

第二十四回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の左記法律案は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

記

一 内政省設置法案

一 内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案

(議案修正承諾要求書受領)

一、去る七日内閣から公衆電気通信法の一部を改正する法律案の修正並びに日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の修正につき、本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。
(修正申入書受領)

一、去る七日内閣から放送法の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。
(修正承諾要求通知書受領)

一、去る七日内閣から郵便為替法の一部を改正する法律案の修正並びに電波法の一部を改正する法律案の修正につき、衆議院に承諾の要求をした旨の通知書を受領した。
(衆議院予備金支出の件報告書受領)

一、今十一日議院運営委員長から昭和三十一年度、昭和三十一年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

昭和三十三年三月十一日 衆議院會議録第十四号

二五〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三)一五〇
漢